

一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

桂川町

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の趣旨	
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画期間	2
第3節 計画対象廃棄物	4
第2章 地域概況	
第1節 自然環境	5
第2節 社会環境	9
第3節 上位計画	14
第3章 ごみ処理の現状と課題	
第1節 ごみの分別	23
第2節 ごみ処理の流れ	26
第3節 ごみ処理施設	27
第4節 ごみ排出量	31
第5節 ごみの減量化及び再資源化のこれまでの取組み	41
第6節 ごみ処理の課題	43
第4章 ごみ処理基本計画	
第1節 ごみ処理の目標	46
第2節 目標値の設定	48
第3節 目標達成に向けた取組み	61
第4節 基本施策	62
第5節 その他	70
第5章 生活排水処理の現状と課題	
第1節 生活排水処理の流れ	72
第2節 生活排水処理施設	73
第3節 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率	75
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の状況	78
第5節 課題の整理	79
第6章 生活排水処理基本計画	
第1節 生活排水処理基本計画	80
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	84
第3節 その他	86

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

1-1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」とします。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項の規定に基づき、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確化するものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

なお、本計画については、策定後概ね5年で計画の改定を行うほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切とされています。

1-2 計画策定の目的

循環型社会の形成に向け、桂川町（以下「本町」とします。）では、ごみの減量化及び資源化や生活排水処理の向上に関する各種施策に取り組んでいます。

平成27年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や2020年以降の温室効果ガス削減目標である「パリ協定」が採択され、世界各国は環境施策に対する考え方を大きく転換しています。

同時に、我が国でも平成30年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、地域が有する豊かな自然環境などのポテンシャルを持続可能な形で最大限活用することにより、環境・経済・社会の統合的向上を図り、地域の活力を最大限に發揮することが提唱されています。

また、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりとの統合的な取組みに関する将来像が定めされました。

本計画は、前述した国内外の環境に対する社会情勢の変化を踏まえ、今後15年間の長期的な本町の住民・事業者の具体的な取組み目標や行政の施策、今後の施設管理の方向性などを示すことを目的として策定します。

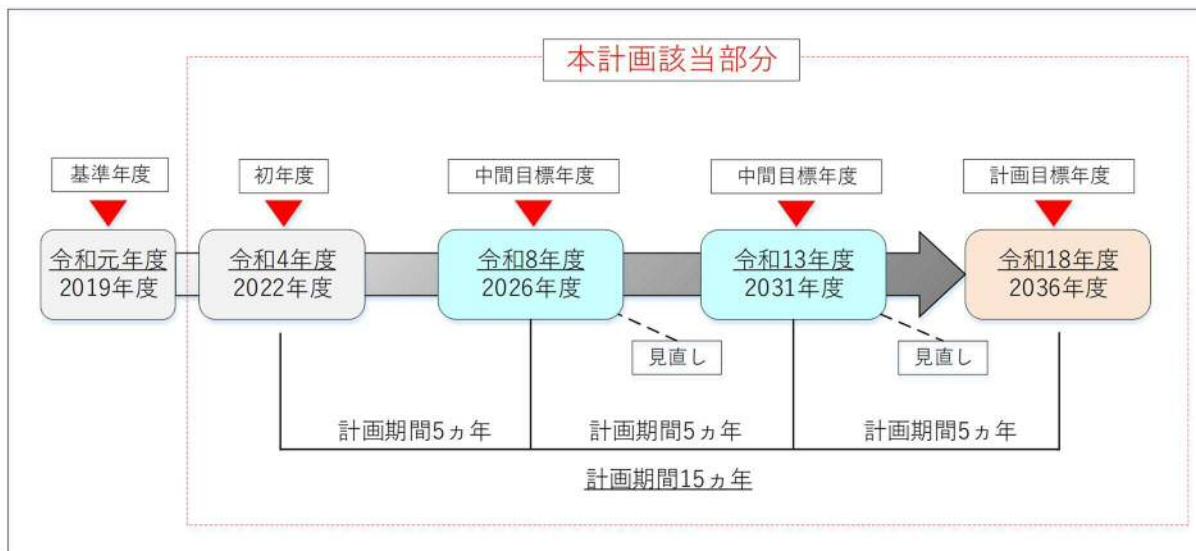
第2節 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を計画目標年度とする15年間の計画とします。

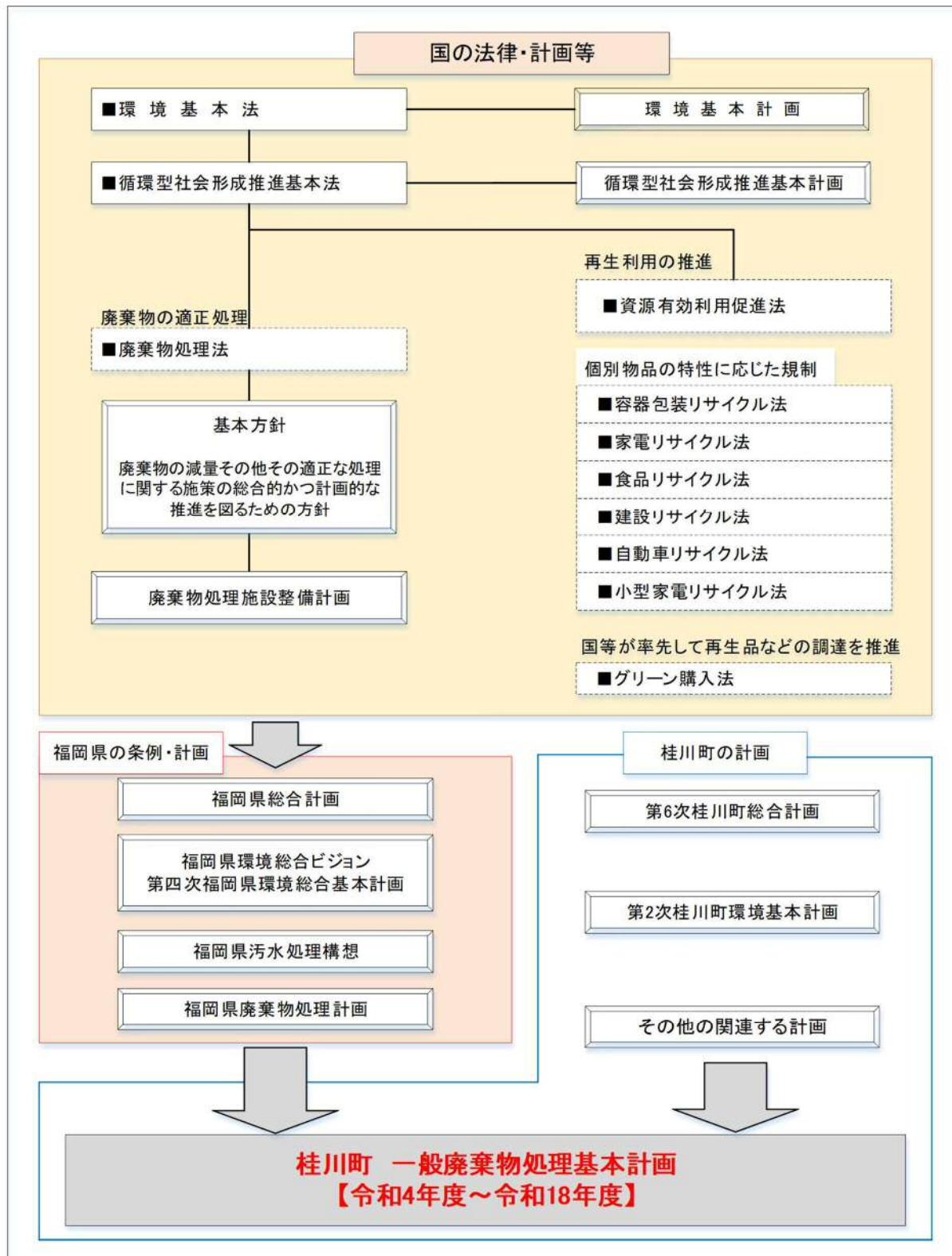
また、本計画では5年ごとに中間目標年度を設け、計画の見直しを行うほか、社会情勢等に大きな変動があった場合には適時見直しを行う方針とします。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された年度であり、ごみ排出量の実績が例年と異なるため、令和元年度を基準年とします。

◆図表1-1 計画の期間



◆図表 1-2 計画の位置付け

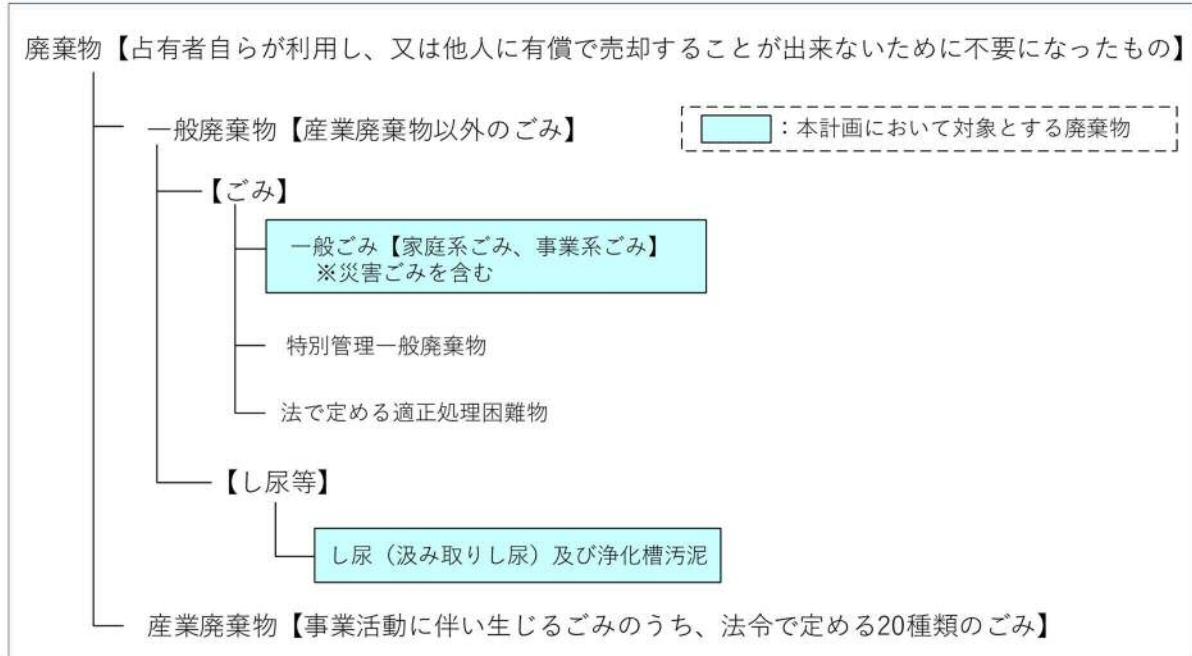


第3節 計画対象廃棄物

本計画が対象とする一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿等」とします。

ただし、廃棄物処理法やリサイクル法などにより処理方法が定められている廃棄物や処理・処分が困難であるものは計画の対象外とします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



◆図表 1-4 計画の対象外とするごみの種類

区分	ごみの種類
処理困難物	タイヤ、タイヤホイール、コンクリート、ブロック、瓦、ピアノ、バッテリー、バイク・スクーター、電動車イス、有害な薬品、ガスボンベ、電気温水器・ポイラー、消火器、耐火金庫、建築廃材（石膏ボード・スレートなど）、農業廃棄物（耕運機・刃など）、塗料、ペンキ、印刷用インク、自動車・自動車部品、医療廃棄物、泥・土・石、浴槽、廃油・石油・灯油、ボタン電池
家電リサイクル法適用物	家電リサイクル法対象機器 (電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、テレビ、エアコン、衣類乾燥機)
パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン、ブラウン管型ディスプレイ、液晶型ディスプレイ、キーボード

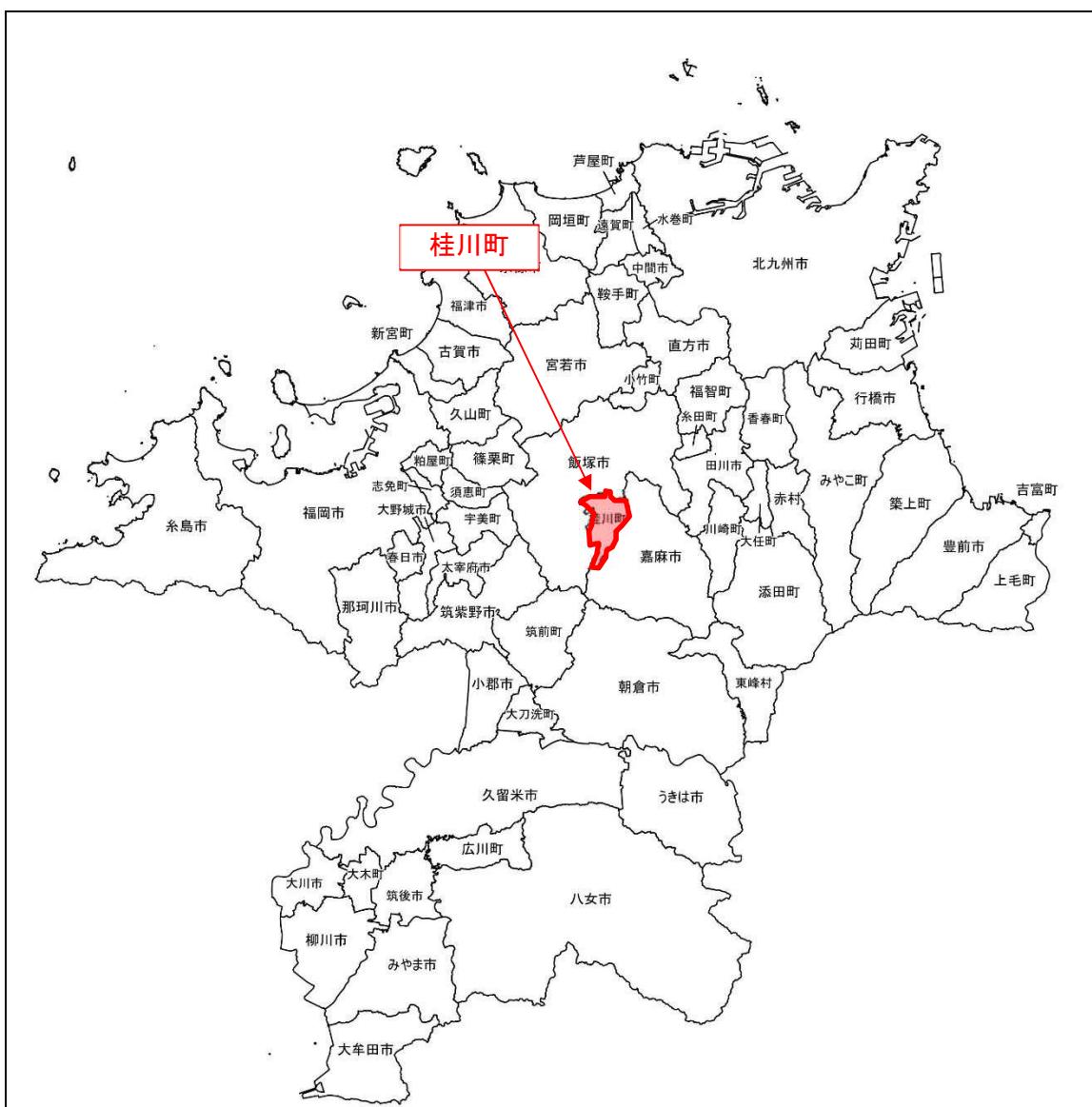
第2章 地域概況

第1節 自然環境

1-1 位置

本町は、福岡県のほぼ中央、筑豊地域の南端部に位置し、福岡市から東へ約25km、北九州市から南西へ約40km、筑豊の中心都市である飯塚市から南西へ約7kmの場所にあり、総面積20.14k m²の面積を有しています。

◆図表 2-1 位置

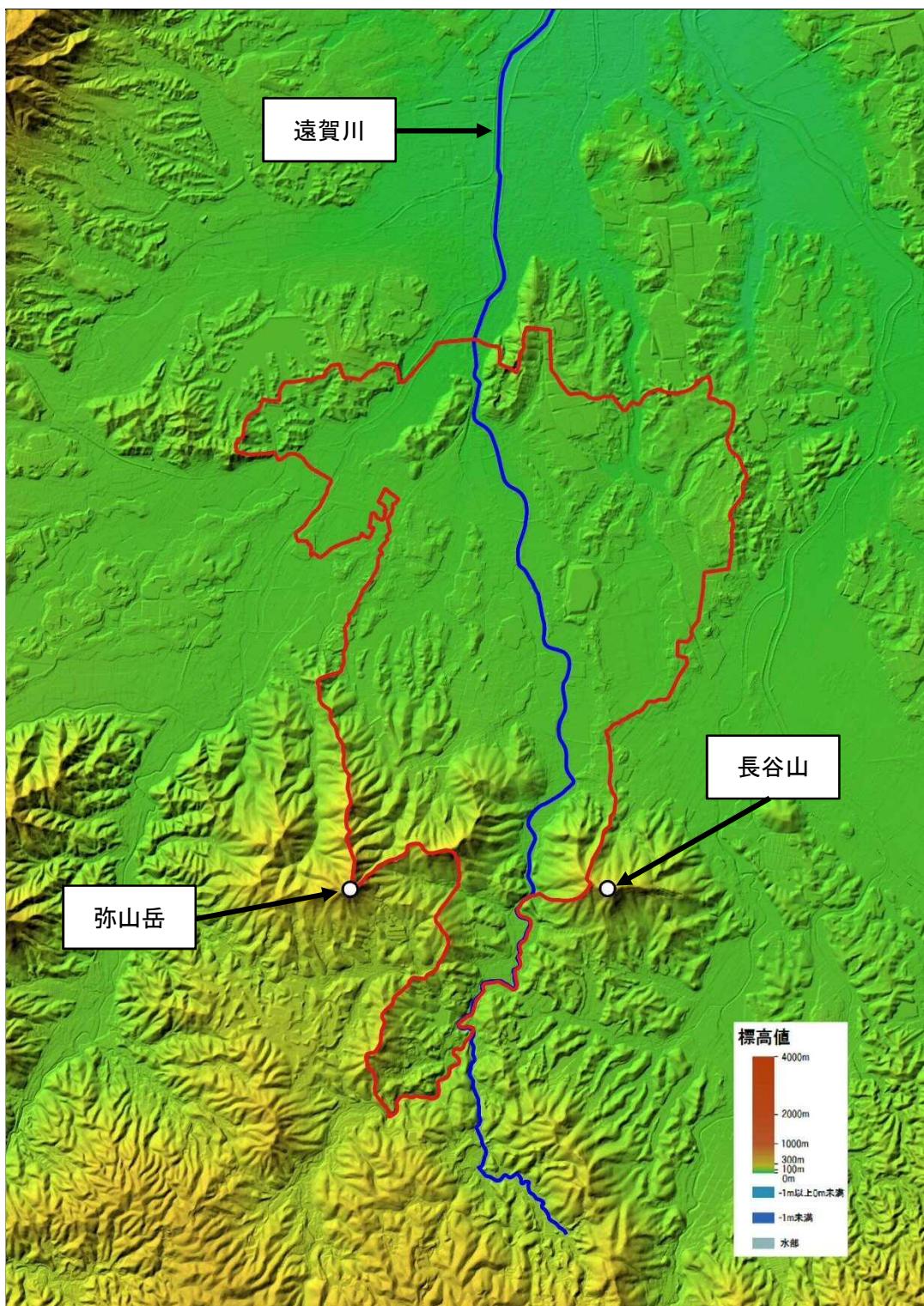


出典：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調(令和3年1月1日時点)」

1-2 地勢

本町の中央部は一級河川の遠賀川水系の泉河内川が流れています。北部と北西部には遠賀川流域平野が開けています。また、西部には弥山岳(378m)、東部には長谷山(311m)が位置しており、丘陵地性の山に囲まれています。

◆図表 2-2 地勢



出典：国土地理院

1-3 交通

本町の主要な道路交通網は、北九州市や久留米、鳥栖市経済圏を結ぶ国道 200 号となっており、北九州市や久留米市、鳥栖市経済圏を結ぶ大切な役割を果たす基幹産業道路として利用されています。

鉄道網としては、町内に黒崎町と博多駅を結ぶ JR 福北ゆたか線、近隣に桂川駅と原田駅を結ぶ JR 原田線が通っています。

◆図表 2-3 交通網

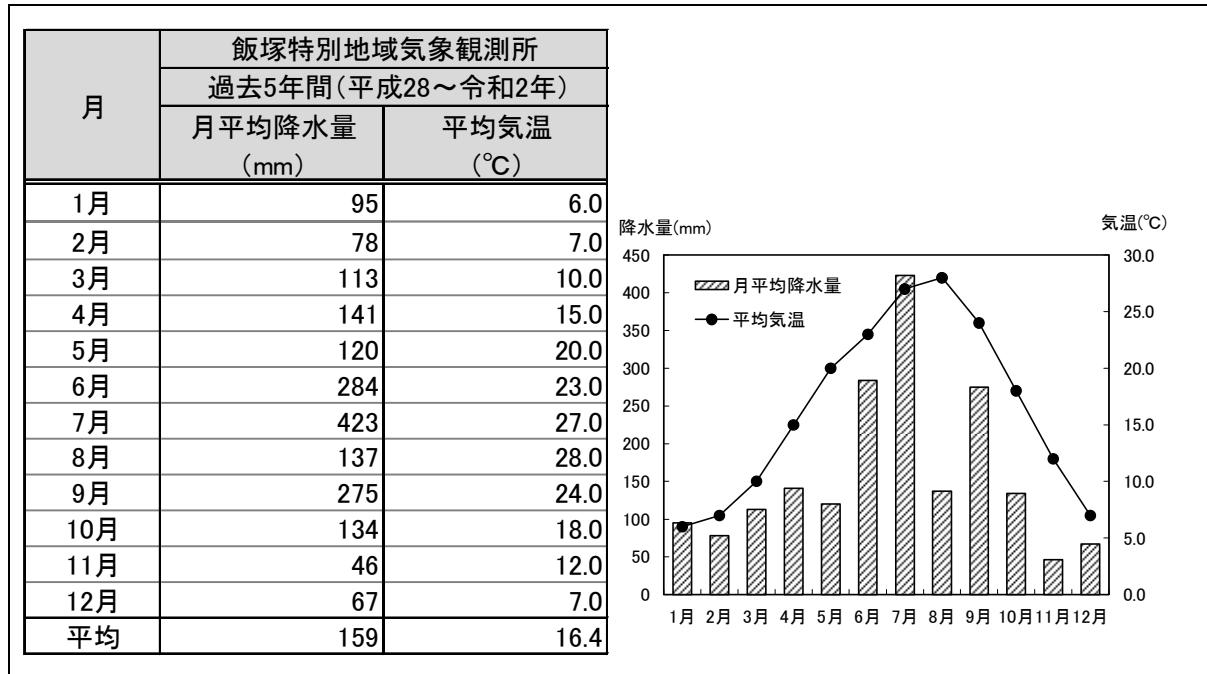


1 - 4 気候

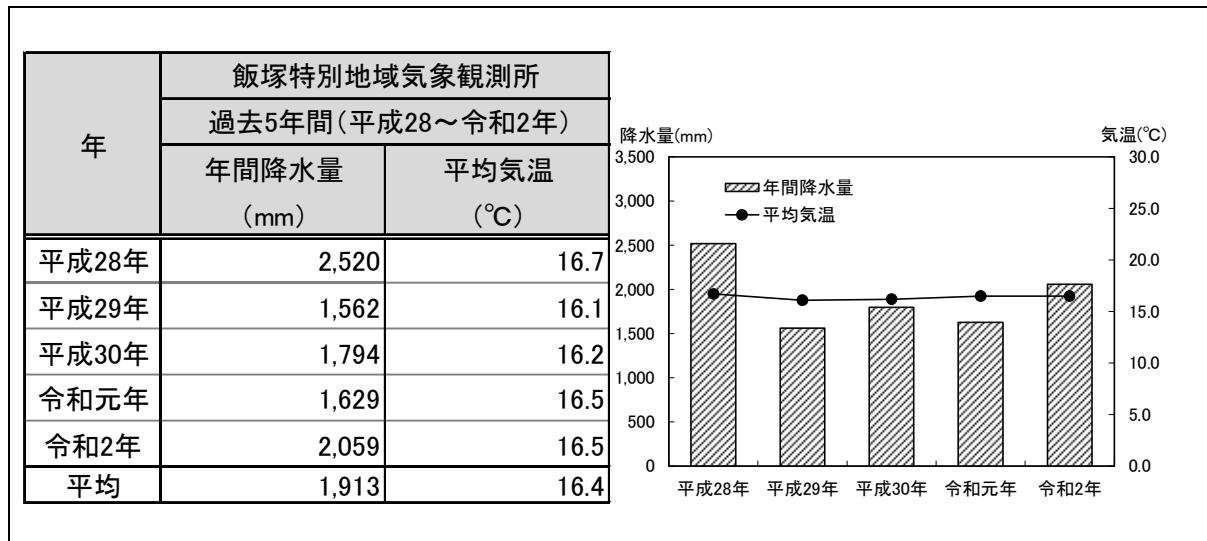
本町は盆地を形成しているため、夏冬と昼夜の気温差が大きい内陸性気候の特徴を示しています。

過去5年間(平成28～令和2年)の月平均降水量は159mm、平均気温は16.4°C、年間平均降水量は1,913mmとなっています。また、過去5年間の年間降水量で最も多い年は平成28年であり、年間降水量は2,520mmとなっています。

◆図表2-4 月別平均降水量及び平均気温の推移



◆図表2-5 年間別平均降水量及び平均気温の推移



出典：気象庁「気象統計情報」

第2節 社会環境

2-1 人口及び世帯数

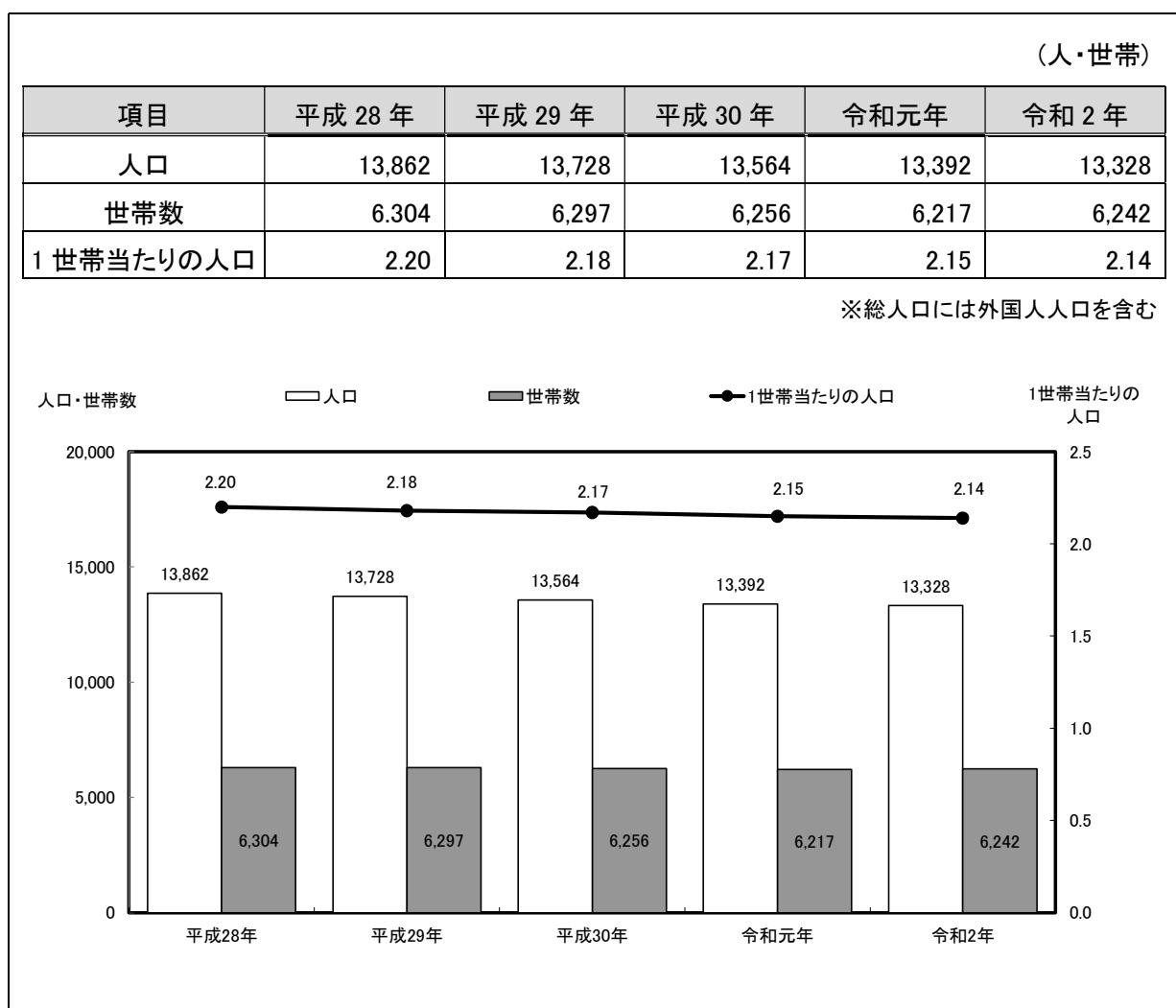
本町の人口は減少傾向を示しており、平成28年の13,862人から令和元年にかけて13,392人まで減少し、令和2年には13,328人に増加しています。

一方で、世帯数は平成28年の6,304世帯から令和2年にかけて6,242世帯と減少しています。また、1世帯当たりの人口は、平成27年の2.20人から令和2年にかけて2.14人と減少していることから、核家族化や単独世帯が増加しているものと考えられます。

年齢階層別人口割合は、0～14歳は横ばい、15～64歳は減少傾向となっているのに対し、65歳以上の高齢者は増加傾向となっています。

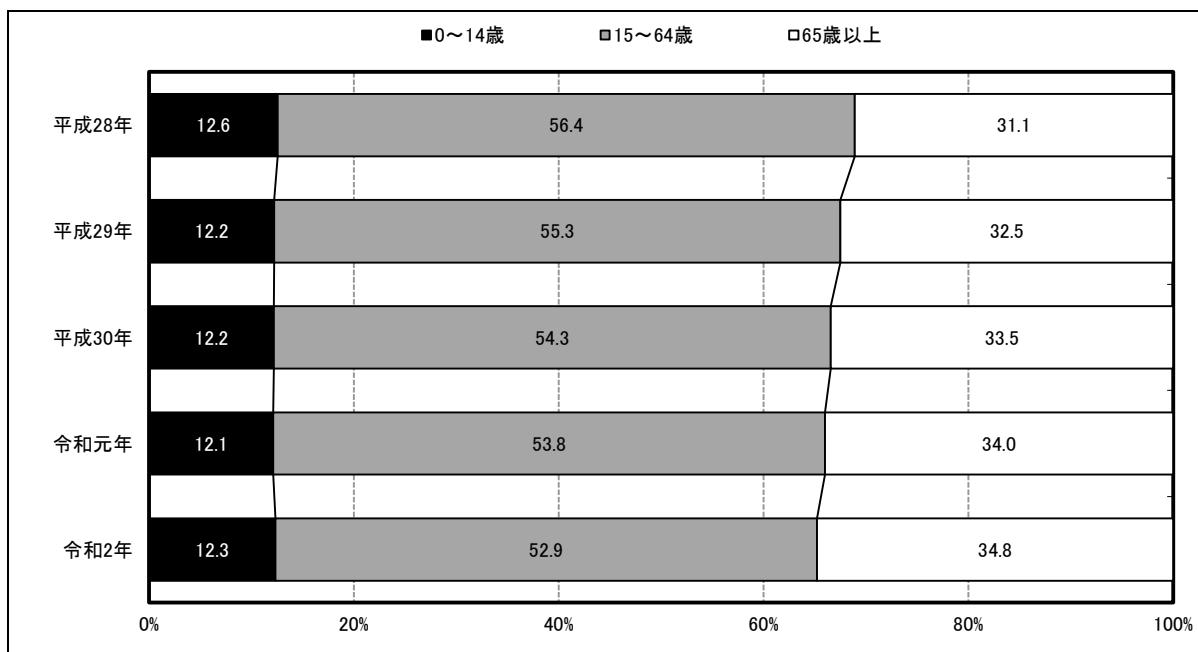
また、人口動態は出生及び死亡数の指標となる自然増減が減少傾向、転入数及び転出数の指標となる社会増減も減少傾向となっています。

◆図表2-6 人口及び世帯数の推移

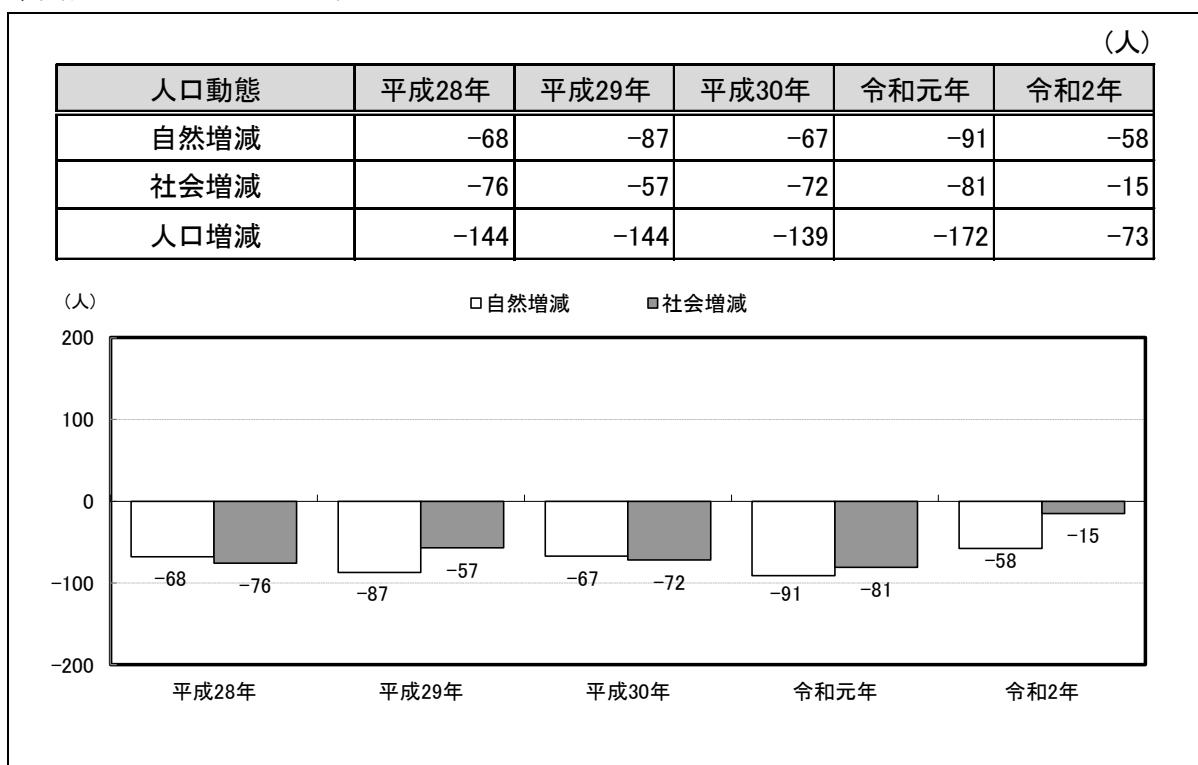


出典：本町統計データ

◆図表 2-7 年齢階層別人口割合の推移



◆図表 2-8 人口動態の推移



出典：本町統計データ

2-2 産業

本町の産業別事業所数は、「卸売業、小売業」が76事業所と最も多く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が61事業所、「医療、福祉」が56事業所の順となっています。

従業者数は「製造業」が714人と最も多く、次いで「医療、福祉」が660人、「卸売業、小売業」が396人の順となっています。

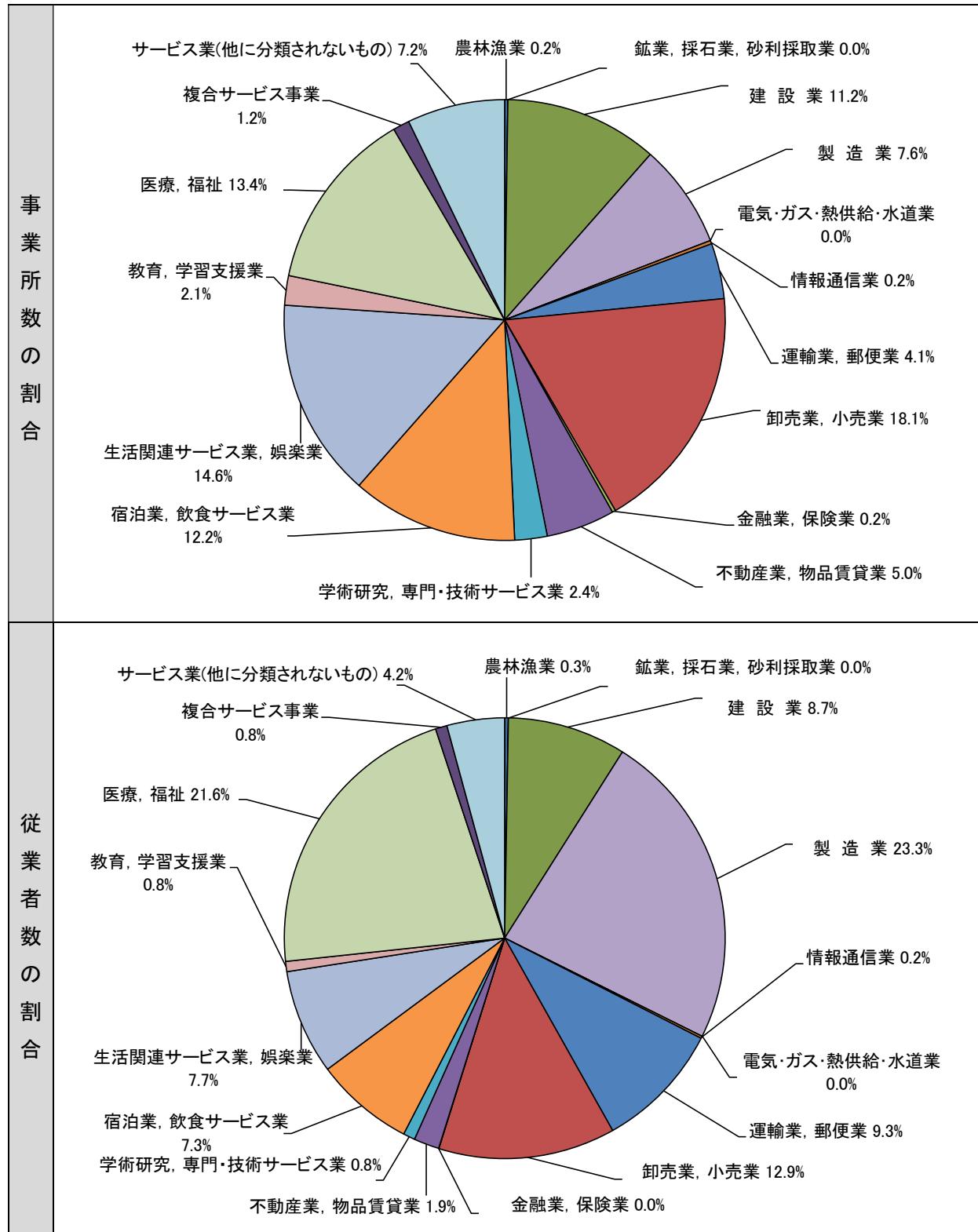
◆図表 2-9 産業別事業所数及び従業員数

事業名	桂川町	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第一次産業	1	8
農林漁業	1	8
第二次産業	79	980
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	47	266
製造業	32	714
第三次産業	339	2,073
電気・ガス・熱供給・水道業	1	6
情報通信業	1	5
運輸業、郵便業	17	286
卸売業、小売業	76	396
金融業、保険業	1	1
不動産業、物品賃貸業	21	57
学術研究、専門・技術サービス業	10	26
宿泊業、飲食サービス業	51	223
生活関連サービス業、娯楽業	61	235
教育、学習支援業	9	23
医療、福祉	56	660
複合サービス事業	5	26
サービス業(他に分類されないもの)	30	129
計	419	3,061

(注) 「経済センサス-活動調査」(平成28年)では、公営事業所を調査対象としていないため、数値は公営事業所を含まない。

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(平成28年)

◆図表 2-10 産業別事業所数及び従業員数の割合



2-3 観光

本町の主な観光施設は王塚装飾古墳館、ゆのうら体験の杜があります。

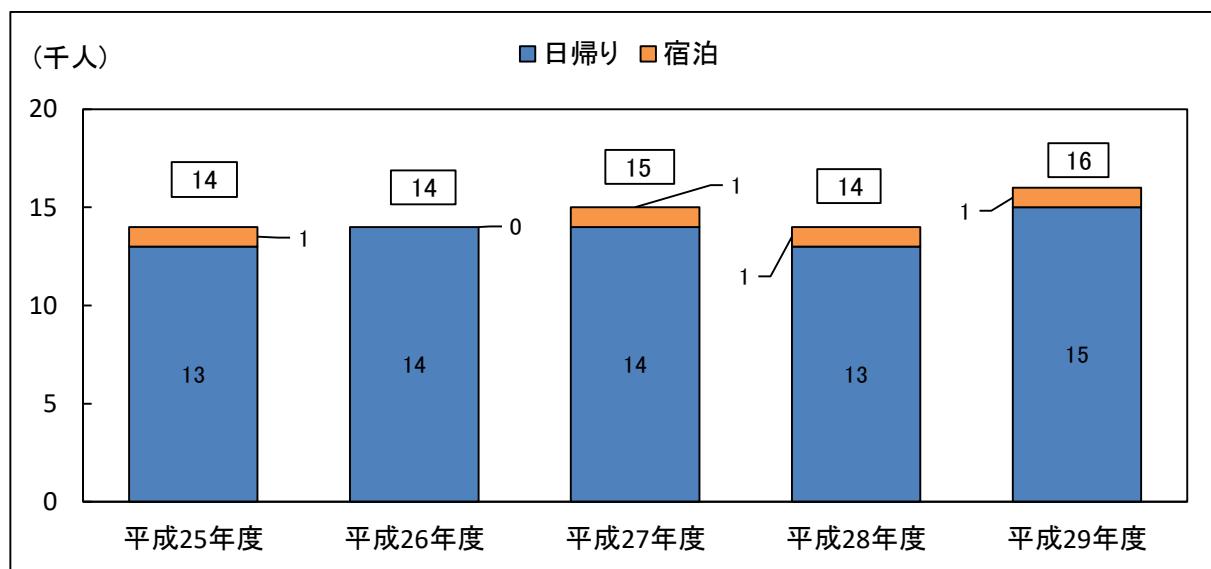
観光行事としては夏まつり桂川、ひまわりフェスタ、王塚古墳一般公開等があります。

また、観光客数は横ばいの傾向となっています。観光客数の内訳としては、ほとんどが日帰り客となっています。

主な観光施設	
王塚装飾古墳館、ゆのうら体験の杜	

観光行事	時期	概要
夏まつり桂川	8月	住民センターで開催されており、出店や盆踊り大会など桂川町の夏の風物詩として広く親しまれている
ひまわりフェスタ	9月	福祉・健康・長寿社会を考える福祉のつどいとして開催されている
王塚古墳一般公開	4月 10月	6世紀中ごろに作られたと考えられる前方後円墳であり、国の特別史跡に指定されている

◆図表 2-11 観光客数の推移



出典：福岡県「福岡県観光入込客推計調査」

第3節 上位計画

3-1 桂川町の計画

(1) 第6次桂川町総合計画

【計画名称】 : 第6次桂川町総合計画

【計画の期間】 : 令和3年度～令和12年度

【策定年】 : 令和3年3月

【人口目標値】 : 12,500人(令和12年度)

【将来像】 : 自然と文化が息づく笑顔あふれるまち“けいせん”

【廃棄物処理に関する政策と施策内容】

廃棄物処理環境の整ったまちづくりを推進します。

- ・ごみの減量化・資源化の推進
- ・安定的なごみ処理体制の確保
- ・適正な汚水処理環境の整備

基本施策	内容
①環境に配慮したごみの適正処理	<p>ごみの減量化・資源化を目指し、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）に向けた意識啓発に取り組みます。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・リサイクル活動の啓発・推進（リサイクル用収納ボックスの周知・利用促進）・生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機の助成制度・ごみの品目ごとの処理体制の再検討
②安定的なごみ処理体制の確保	<p>ふくおか県央環境広域施設組合とともに適切かつ効率的なごみ収集・処理体制の構築を目指します。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみ分別収集体制の整備・不法投棄防止対策の強化・食品ロス削減に向けた周知・啓発・ふくおか県央環境広域施設組合との連携
③適正な汚水処理環境の整備	<p>適正な汚水処理環境の整備を図るため、合併処理浄化槽の整備による生活排水の適正処理を推進します。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・合併処理浄化槽の整備による生活排水の適正処理の推進

(2) 第2次桂川町環境基本計画

【計画名称】 : 第2次桂川町環境基本計画

【計画の期間】 : 令和2年度～令和7年度

【策定年】 : 令和2年3月

【桂川町の目指す環境像】

「環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり」

●第5次桂川町総合計画

計画推進のための施策

①町民と行政がともに創造するまちづくり

②合理的で効率的な行政運営と広域行政の推進



●第2次桂川町環境基本計画

～環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり～

【ごみ処理に関する方針と施策】

(1) きれいで住みやすい環境づくり

基本方針：①環境に配慮した適正なごみ処理体制の維持と広域的な体制の構築

②ごみの減量化・資源化の推進

(2) 主要施策

- | | |
|----------------|--------------|
| ・広域的なごみ処理体制の構築 | ・ごみ分別収集体制の整備 |
| ・不法投棄防止対策の強化 | ・リサイクル活動の推進 |
| ・生ごみ処理対策の推進 | |

【生活排水処理に関する方針と施策】

(1) 下水処理環境の整った街づくり

基本方針：①し尿の適正な処理体制の維持

②健全な汚水処理環境を計画的に整える

(2) 主要施策

- ・し尿を含めた生活排水の適正処理
- ・合併処理浄化槽の整備による生活排水の適正処理の推進

【第1次桂川町環境基本計画で行った施策】

①買い物袋持参の呼びかけや保育園などにエコバッグの配布

②グリーン製品購入の周知・啓発

③生ごみの減量化を促進する「コンポスト」「電動生ごみ処理機」購入費補助の導入

④ビール瓶を酒屋に返却するデポジット運動

⑤町全体で取り組む環境美化の日行動を桂川町地区衛生組合連合会と協同で実施

(3) 第9期 桂川町分別収集計画

- 【計画名称】** : 第9期 桂川町分別収集計画
- 【計画の期間】** : 令和2年4月～令和7年3月
- 【策定年】** : 令和元年6月
- 【基本方針】**
- ・ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
 - ・容器包装廃棄物の、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を基本とした地域づくり
 - ・住民、民間団体、事業者、学校、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

【対象品目】

特定分別基準適合物	
①無色のガラス製容器	②茶色のガラス製容器
③その他のガラス製容器	④ペットボトル
⑤その他プラスチック製容器包装	—
法第2条第6項に定める物	
⑥スチール缶	⑦アルミ缶
⑧段ボール	⑨紙パック

【分別収集の用に供する施設整備計画】

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理等
スチール缶	缶	指定袋	パッカー車	廃棄物中間処理業者に業務委託し選別、圧縮、処理保管
アルミ缶				
ガラスびん	ガラスびん			
段ボール	段ボール	十字に縛った後、リサイクル用収納ボックスへ	トラック	飯塚市リサイクルプラザにて保管（飯塚市）
紙パック	飲料用紙製パック			
ペットボトル	ペットボトル	洗浄・乾燥して、ふたとラベルを外し、リサイクル用収納ボックスへ	トラック	飯塚市リサイクルプラザにて保管（飯塚市）
白色トレイ	白色トレイ	洗浄・乾燥して、リサイクル用収納ボックスへ		

3-2 国の計画

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されており、概要は以下に示すとおりです。

【第四次循環型社会形成の構成と指標及び目標値】

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要																								
将来像	持続可能な社会づくりとの統合的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 																							
	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開																			
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靭なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靭化） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 																			
	循環分野における基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 																							
	目標値	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年度</th> <th>2015年度</th> <th>2025年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td>24</td> <td>38</td> <td>49 (+102%)</td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率（%）</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>18 (+8ポイント)</td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率（%）</td> <td>36</td> <td>44</td> <td>47 (+11ポイント)</td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>13 (▲77%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は2000年度比</p>					2000年度	2015年度	2025年度目標	資源生産性（万円/トン）	24	38	49 (+102%)	入口側の循環利用率（%）	10	16	18 (+8ポイント)	出口側の循環利用率（%）	36	44	47 (+11ポイント)	最終処分量（百万トン）	57	14
		2000年度	2015年度	2025年度目標																				
資源生産性（万円/トン）		24	38	49 (+102%)																				
入口側の循環利用率（%）		10	16	18 (+8ポイント)																				
出口側の循環利用率（%）	36	44	47 (+11ポイント)																					
最終処分量（百万トン）	57	14	13 (▲77%)																					
持続可能な社会づくりとの統合的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 																								
国の取組	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開																			
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・課題の発掘・話し合い ・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靭なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属(都市鉱山の活用) ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○地域 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 <ul style="list-style-type: none"> ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援 																			
	循環分野における基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ○電子マニフェストを含む情報の活用 ○技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ○人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) 																							

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（概要）

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	
・開発設計段階での省資源化等の普及促進	
・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価	
・素材別の取組み	
・プラスチック 「プラスチック資源循環戦略」の策定、施策の推進	
・バイオマス 食品ロス削減の国民運動、不適正処理対策と食品リサイクルの取組み	
・金属 小型家電の回収・再資源化を促進	
・土石・建設材料 建築物の強靭化、長寿命化による建設廃棄物の発生抑制	
・その他製品等 太陽光発電設備のリサイクル制度、おむつリサイクル	
<p>再生材の利用拡大</p> <p>環境配慮設計</p> <p>開発・生産</p> <p>流通・小売</p> <p>リユース サービサイジング</p> <p>リマニュファクチャリング</p> <p>リサイクル</p> <p>廃棄</p> <p>使用</p> <p>リペア シェアリング</p> <p>採掘・調達 資源確保</p> <p>ライフサイクル全体での資源循環 出典：環境省</p>	

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（概要）

(2) 国の基本方針

環境省は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を平成 13 年 5 月に定めており、平成 28 年 1 月に平成 28 年度以降の新たな目標値と、非常災害時に関する事項が追加されています。基本方針には、令和 2 年度を目標年度とする廃棄物の減量化、資源化及び最終処分に関する目標値が示されています。

【基本方針に基づく一般廃棄物の目標値】

項目	令和 2 年度目標値	【前回計画参考】
		平成 27 年度目標値
排出量	一般廃棄物：平成 24 年度比約 12% 削減 産業廃棄物：平成 24 年度に対し増加を 3% 抑制	一般廃棄物：平成 19 年度比約 5% 削減 産業廃棄物：平成 19 年度に対し増加を 1% 抑制
再生利用率	一般廃棄物：約 27% に増加 産業廃棄物：約 56% に増加	一般廃棄物：約 25% に増加 産業廃棄物：約 53% に増加
最終処分量	一般廃棄物：平成 24 年度比約 14% 削減 産業廃棄物：平成 24 年度比約 1% 削減	一般廃棄物：平成 19 年度比約 22% 削減 産業廃棄物：平成 19 年度比約 12% 削減
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとする。	—

【一般廃棄物減量化の取組みと目標】

取組み	目標値
家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数	200 市町村（平成 30 年度）
家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合	100%（平成 30 年度）
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	80%（平成 30 年度）

【一般廃棄物処理施設の整備の取組みと目標】

取組み	目標値
中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組みを推進	—
焼却された一般廃棄物量のうち熱回収可能な施設で処理されたものの量の割合	平成 24 年度：約 79%
発電設備の設置された焼却施設で処理されたものの割合	令和 2 年度：約 69%

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成30年6月に廃棄物処理法に基づき、平成30年度から令和4年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。当計画は、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた地域循環共生圏の考え方等を視野に入れ、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図る整備計画が定められています。

当計画は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や人口減少等の社会構造の変化、東日本大震災以降の災害廃棄物への意識の高まりに加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することを特徴としています。また、従来から取り組んできた3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靭な廃棄物処理システムの確保について強調しています。

【一般廃棄物に係る基本理念及び目標】

基本理念	
①基本原則に基づいた3Rの推進	
②気候変動や災害に対して強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保	
③地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備	
一般廃棄物に係る目標及び指標	
排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施	ごみのリサイクル率：21%→27% 最終処分場の残余年数 2017年度の水準（20年分）を維持
焼却時に効率的な発電を実施し、回収エネルギーを確保	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19%→21%
し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 53%→70%

3-3 福岡県の計画

(1) 福岡県廃棄物処理計画

【計画名称】 : 福岡県廃棄物処理計画

【計画の期間】 : 令和3年度～令和7年度

【策定年】 : 令和3年3月

【一般廃棄物の実績と目標値】

区分	平成30年度 実績	令和7年度目標値 (平30年度比)	目標値の計算量
ごみ総排出量	1,769千t	-5%	1,680千t
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	528g	-2%	516g
再生利用率	21.6%	22%	—
最終処分量	182千t	-6%	171千t

【主要施策】

●資源の消費抑制

- ・持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進
- ・持続可能な社会を実現するための人づくり

●資源循環利用の推進

- ・各種リサイクル法に基づく取組みの推進
- ・リサイクル製品の利用促進
- ・プラスチック資源循環の促進
- ・資源循環型まちづくりの推進
- ・各種バイオマスの利用促進
- ・福岡県リサイクル総合研究事業化センター
- ・エコタウン事業

●廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

- ・一般廃棄物の適正処理の推進
- ・産業廃棄物の適正処理の確保
- ・廃棄物の不適正処理の防止
- ・災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成・リサイクル製品の利用促進

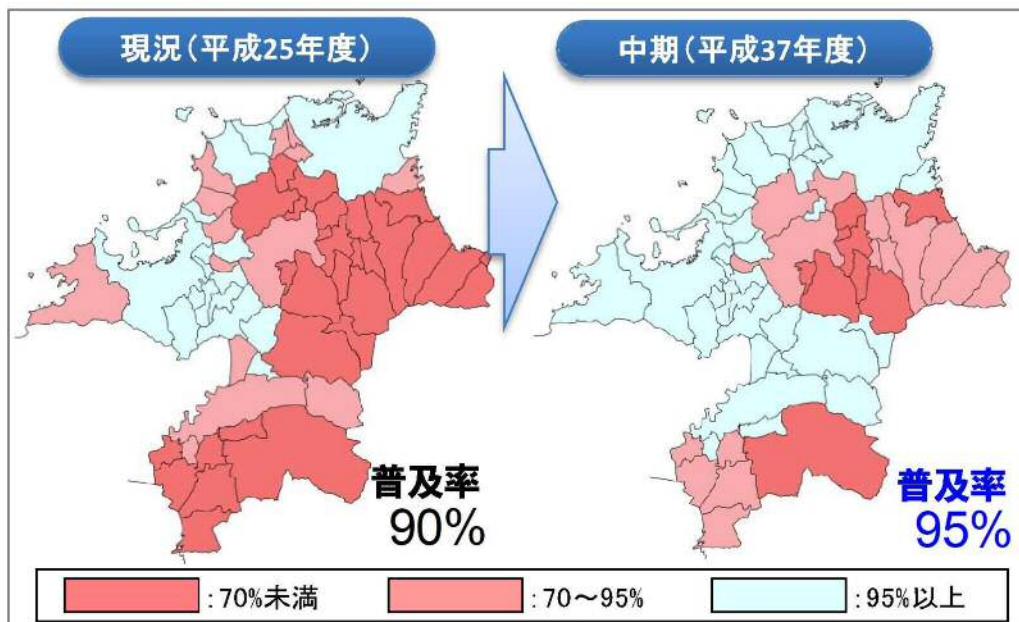
(2) 福岡県汚水処理構想

【計画名称】 : 福岡県汚水処理構想～ふくおか水環境ビジョン～

【計画の期間】 : 平成29年度～令和7年度

【策定年】 : 平成29年3月

【目標】 : 汚水処理人口普及率95%（令和7年度）



【現状・課題】

①汚水処理普及状況の地域差

- ・県全体の普及率は、全国平均を上回っているが、生活圏別に見ると格差が生じている

②汚水処理施設の稼働率の低下

- ・汚水処理施設の稼働率低下による収支の悪化が懸念される

③改築更新費用の増加

- ・今後、汚水処理施設の老朽化による改築更新費用の増加が懸念される

【今後の取組み】

①低コスト整備手法の導入促進

②集合処理計画区域での汚水処理の早期普及を目的に、弾力的な浄化槽の導入

③運営管理の効率化やコスト縮減を図るため、汚水処理施設立地の適正化の促進

④県民に対して、汚水処理の普及促進・早期整備に向けた啓発活動

⑤民間の資金、経営的・技術的能力を活用する官民連携手法の導入

第1節 ごみの分別

1-1 ごみの分別

本町の分別区分は、図表3-1に示すとおりです。

◆図表3-1 ごみの種類別分別

分別区分	ごみの例
可燃ごみ	生ごみ、食用油、木切れ、紙おむつ、皮革製品、かばん、紙類、布類、布くず、白色以外トレー、ペットボトル、ビニール、ゴム製品、発泡スチロール
不燃ごみ	油のついた空きかん・空きびん、飲料用以外の空きかん、飲料用以外の空きびん、ガラス製品、金属類、陶器類、家電類、缶詰
資源ごみ	古紙・古布 新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、布製の衣類、下着、布団カバー
	資源プラスチック ペットボトル(判別マークPET1)、白色トレー
	空きかん 飲料用の空きかん
	空きびん 飲食用の空きびん
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計
粗大ごみ	網戸、アンテナ、いす、羽毛布団、応接台、こたつ、自転車、食器棚、ソファー、机など

出典：家庭ごみの分け方・出し方等

1-2 収集体制・収集頻度

本町の収集体制は、図表 3-2 に示すとおりです。

◆図表 3-2 家庭ごみの収集頻度・排出方法

分別区分		収集頻度/収集形態	排出方法	回収方法
可燃ごみ		週 2 回/委託	指定袋	各戸収集
不燃ごみ		月 1 回/委託	指定袋	各戸収集
資源ごみ	古紙・古布	拠点/委託	十文字にしばる	拠点回収
	資源プラスチック	拠点/委託	収納ボックス	拠点回収
	空きかん	月 1 回/委託	指定袋	各戸収集
	空きびん	月 1 回/委託	指定袋	各戸収集
有害ごみ		拠点/委託	収納ボックス (蛍光灯は購入時の箱等に入れる)	拠点回収
粗大ごみ		年 10 回/委託	指定シール	各戸収集

出典：家庭ごみの分け方・出し方等

1-3 有料指定袋手数料

本町の指定袋等に関する手数料は、図表 3-3 に示すとおりです。

◆図表 3-3 有料指定袋手数料

分別区分	料金
可燃ごみ	指定袋 大：550 円/10 枚 小：330 円/10 枚 極小：165 円/10 枚
不燃ごみ	指定袋 大：550 円/10 枚 小：330 円/10 枚
資源ごみ	空きびん 指定袋 大：550 円/10 枚 小：330 円/10 枚
	空きかん 指定袋 大：550 円/10 枚 小：330 円/10 枚
粗大ごみ	シール (330 円/枚)

出典：家庭ごみの分け方・出し方等

第2節 ごみ処理の流れ

2-1 ごみ処理の流れ

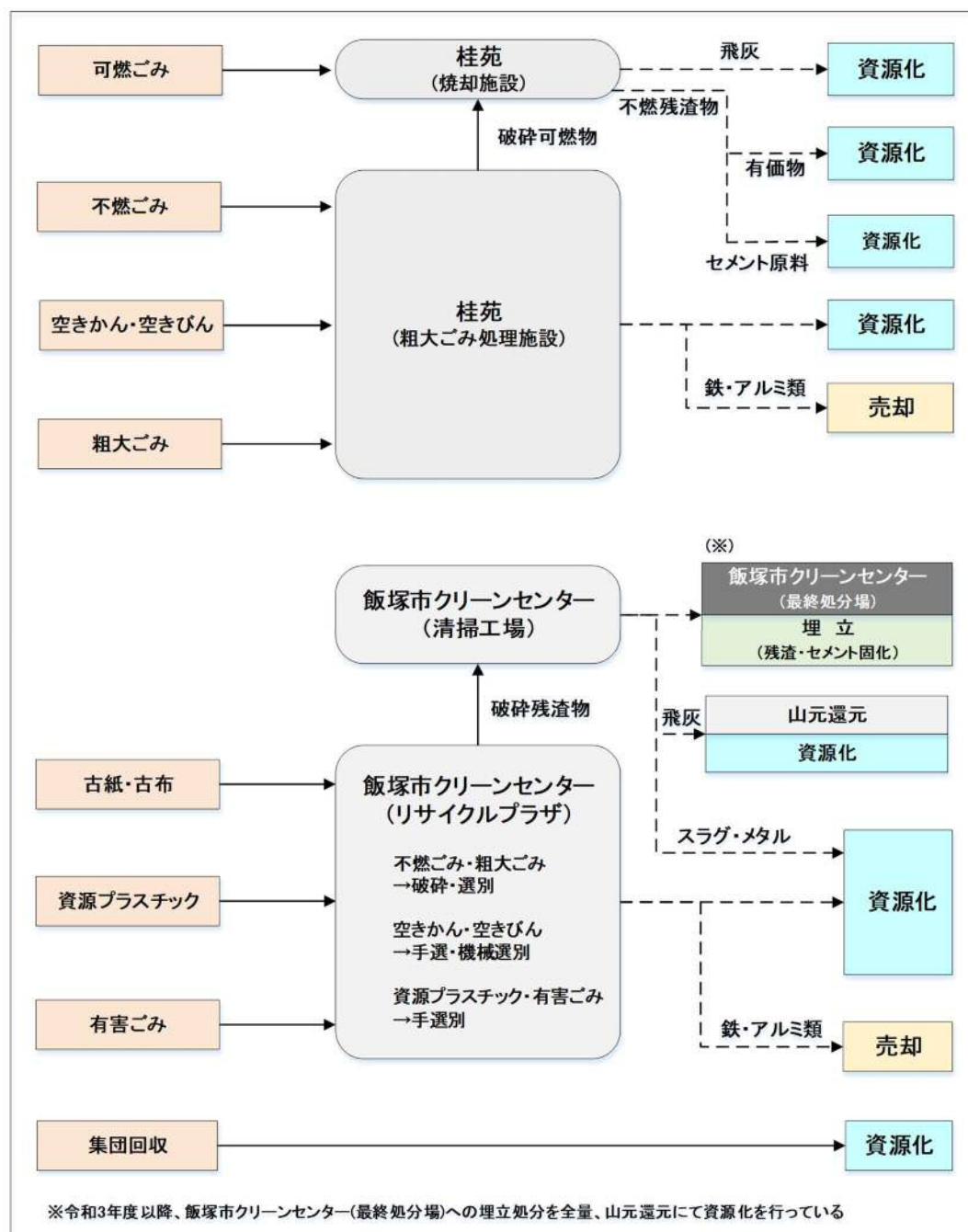
本町から排出された可燃ごみは桂苑（焼却施設）で処理され、飛灰を資源化し、不燃残渣物から選別された有価物は資源化、残りの残渣はセメント原料化しています。

不燃ごみ、粗大ごみ、空きかん・空きびんは、桂苑（粗大ごみ処理施設）で破碎・選別を行い、鉄・アルミ類等を資源化・売却し、破碎可燃物は桂苑（焼却施設）へ搬出しています。

資源プラスチック、古紙・古布、有害ごみは、飯塚市クリーンセンター（リサイクルプラザ）で処理を行い、資源化しています。破碎残渣物は飯塚市クリーンセンター（清掃工場）にて溶融処理を行っています。

集団回収物は資源化を行っています。

◆図表 3-4 ごみ処理の流れ



第3節 ごみ処理施設

3-1 ごみ処理施設

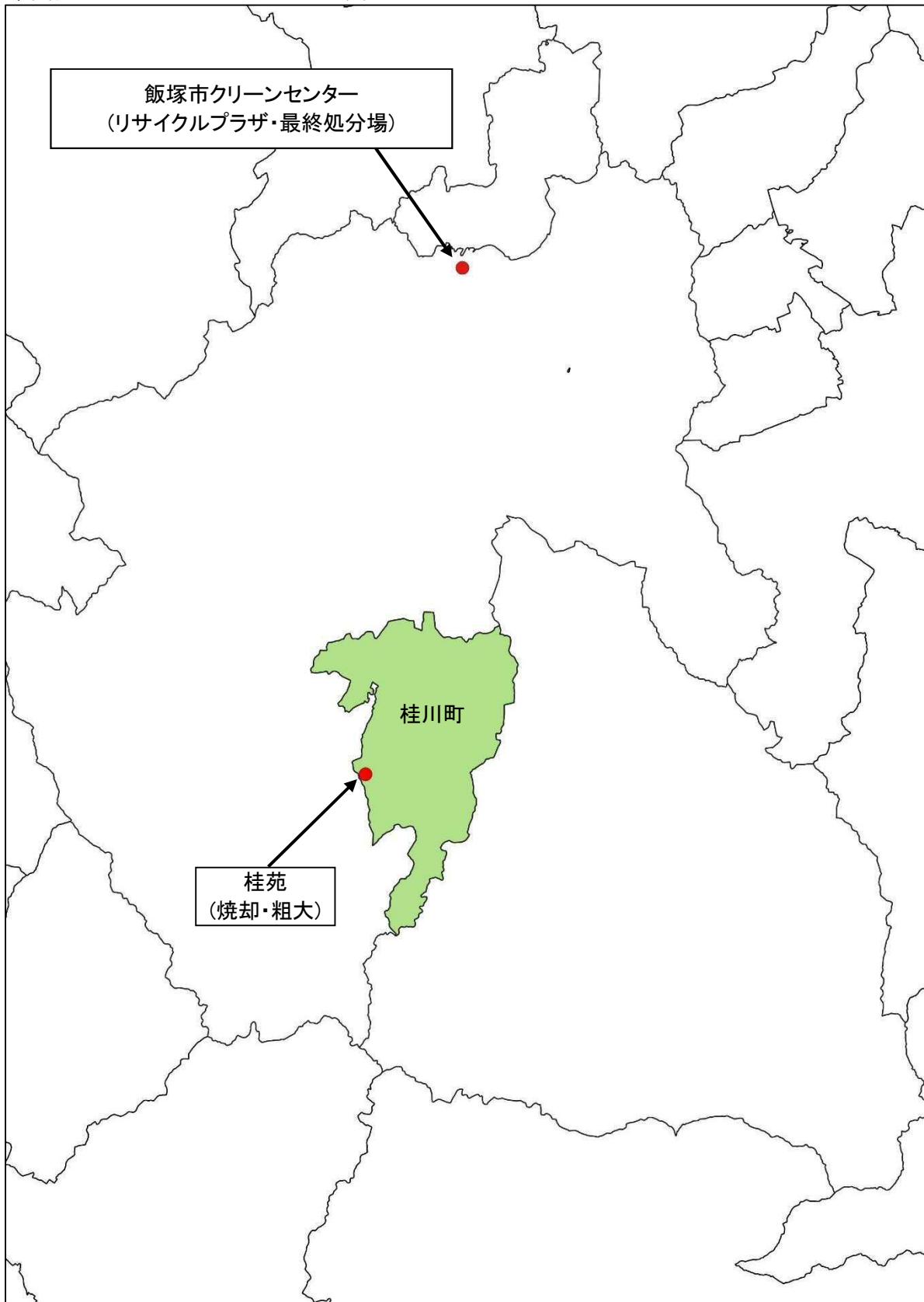
本町のごみ処理を行っている施設はふくおか県央環境広域施設組合（以下「ふくおか県央組合」とします。）が管理を行っています。

本町は、桂苑(焼却施設・粗大ごみ処理施設)、飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)の3施設にて中間処理し、資源化等を行っています。

◆図表 3-5 ごみ処理施設

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	空きかん 空きびん	資源 プラスチック	古紙 古布	有害ごみ
施設	桂苑 (焼却施設)	桂苑 (粗大ごみ処理施設)			飯塚市クリーンセンター (リサイクルプラザ)		

◆図表 3-6 ごみ処理施設の位置図



3-2 ごみ処理施設の概要

◆図表 3-7 ごみ処理施設の概要

施 設 名	桂苑	
	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
所 在 地	桂川町九郎丸 275 番地 21	
供用開始年度	平成 6 年	
処 理 能 力	74t/日 (37t/16H × 2 基)	20t/日 (20t/5H × 1 基)
処 理 方 法	准連続燃焼方式(流動床方式)	破碎・選別
外 観 図		

施設名	飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)	
所在地	飯塚市吉北 118 番地 2	
供用開始年度	平成 10 年	
処理能力	不燃ごみ・粗大ごみ	18t/5H
	空きかん・空きびん	15t/5H
	資源プラスチック	2t/5H
処理方法	不燃ごみ・粗大ごみ：破碎・選別 空きかん・空きびん：手選・機械選別 資源プラスチック：手選別	
外観図		

第4節 ごみ排出量

4-1 ごみ排出量

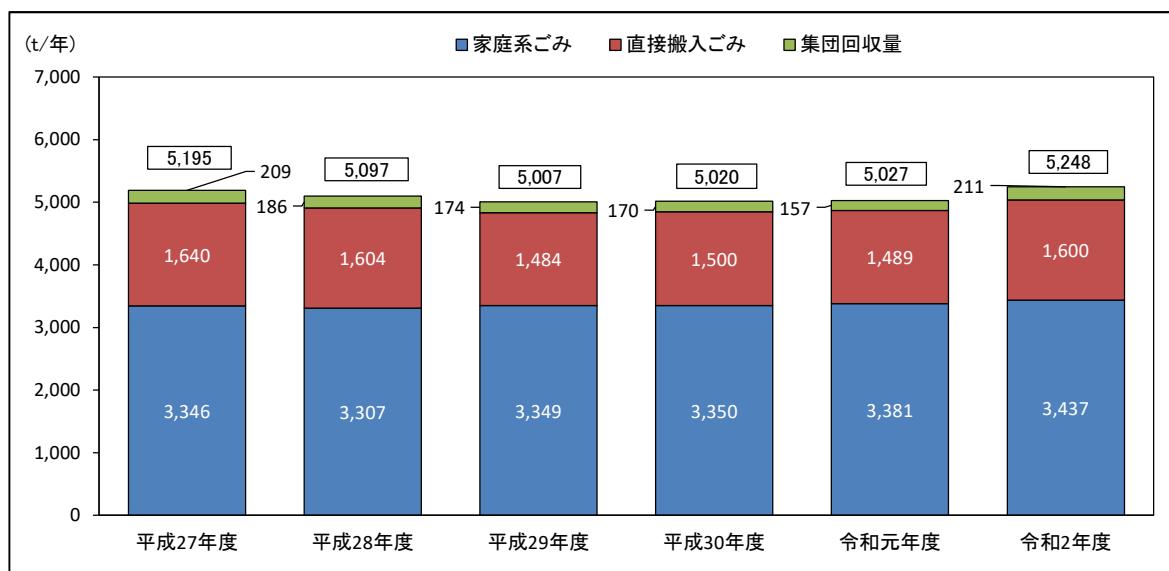
本町のごみ排出量は、平成 27 年度 (5,195t) 以降減少傾向でしたが、平成 30 年度 (5,020t) から令和 2 年度(5,248t)にかけて増加傾向となっています。

家庭系ごみ及び直接搬入ごみは、増減はあるものの横ばい傾向となっています。

集団回収量は、平成 27 年度 (209t) から令和元年度 (157t) にかけて減少傾向となっていましたが、令和 2 年度(211t)に増加しています。

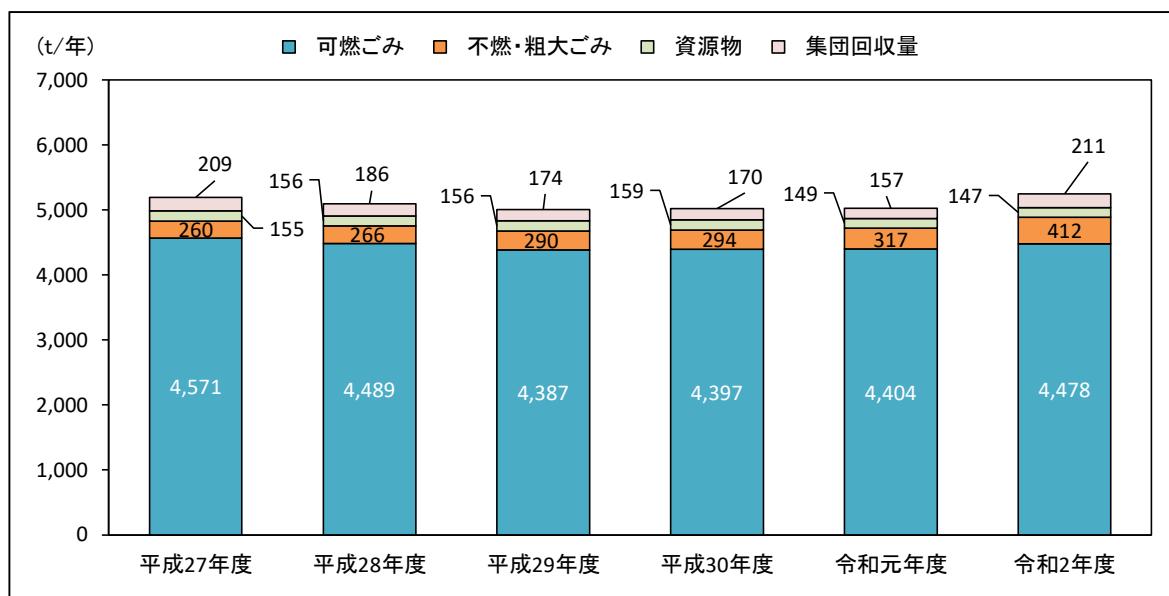
ごみの種類別にみると可燃ごみは平成 28 年度から令和元年度にかけて横ばい傾向となっていましたが、令和 2 年度に増加しています。不燃・粗大ごみは増加傾向、資源物は横ばいの傾向となっています。

◆図表 3-8 ごみ排出量の推移



出典：本町統計データ

◆図表 3-9 ごみ種類別排出量の推移



出典：本町統計データ

◆図表 3-10 ごみ排出量の推移

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	(t/年)
行政区域内人口(人)	13,954	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328	
家庭系ごみ	3,346	3,307	3,349	3,350	3,381	3,437	
可燃ごみ	3,050	3,013	3,034	3,025	3,049	3,059	
不燃・粗大ごみ	170	164	184	193	208	255	
資源物	126	130	131	132	124	123	
直接搬入ごみ(家庭系+事業系)	1,640	1,604	1,484	1,500	1,489	1,600	
可燃ごみ	1,521	1,476	1,353	1,372	1,355	1,419	
不燃・粗大ごみ	90	102	106	101	109	157	
資源物	29	26	25	27	25	24	
集団回収	209	186	174	170	157	211	
総排出量	5,195	5,097	5,007	5,020	5,027	5,248	

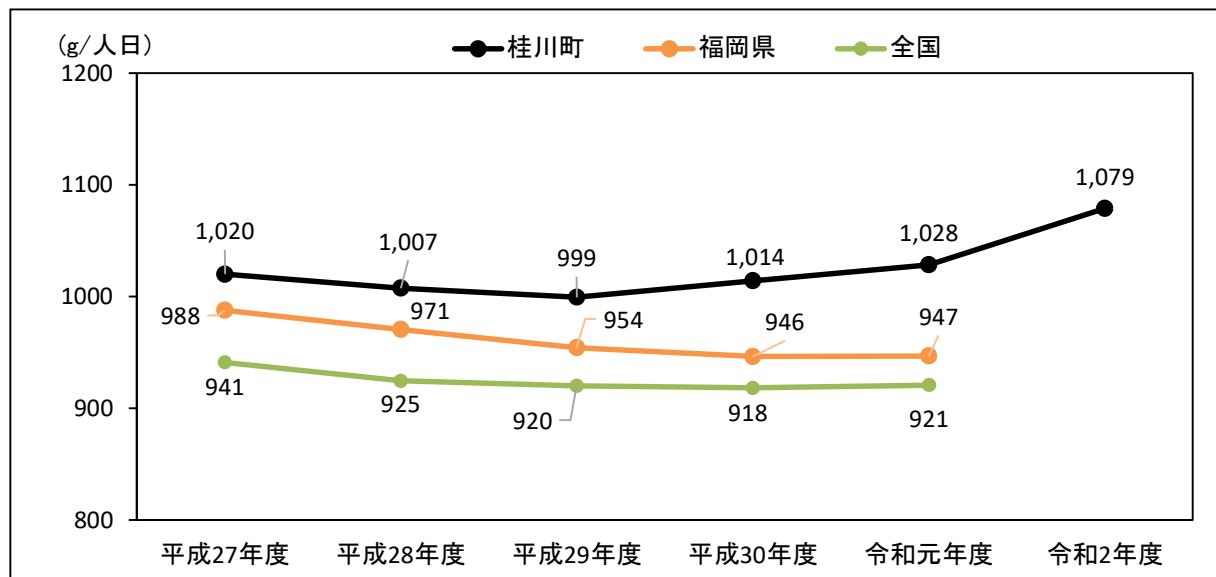
項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口	人	13,954	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328
家庭系ごみ	t/年	3,346	3,307	3,349	3,350	3,381	3,437
	g/人・日	657	654	668	677	692	707
直接搬入ごみ	t/年	1,640	1,604	1,484	1,500	1,489	1,600
	g/人・日	322	317	296	303	305	329
集団回収量	t/年	209	186	174	170	157	211
総排出量	t/年	5,195	5,097	5,007	5,020	5,027	5,248
	g/人・日	1,020	1,007	999	1,014	1,028	1,079

出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

4-2 1人1日当たりのごみ排出量

本町の1人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)は、平成27年度(1,020g/人日)から平成29年度(999g/人日)にかけて減少していますが、令和2年度(1,079g/人日)に増加に転じています。令和元年度の実績で全国及び福岡県と比較すると、本町が最も多く1,028g/人日、次いで福岡県が947g/人日、全国が921g/人日となっています。

◆図表3-11 1人1日当たりのごみ排出量の推移

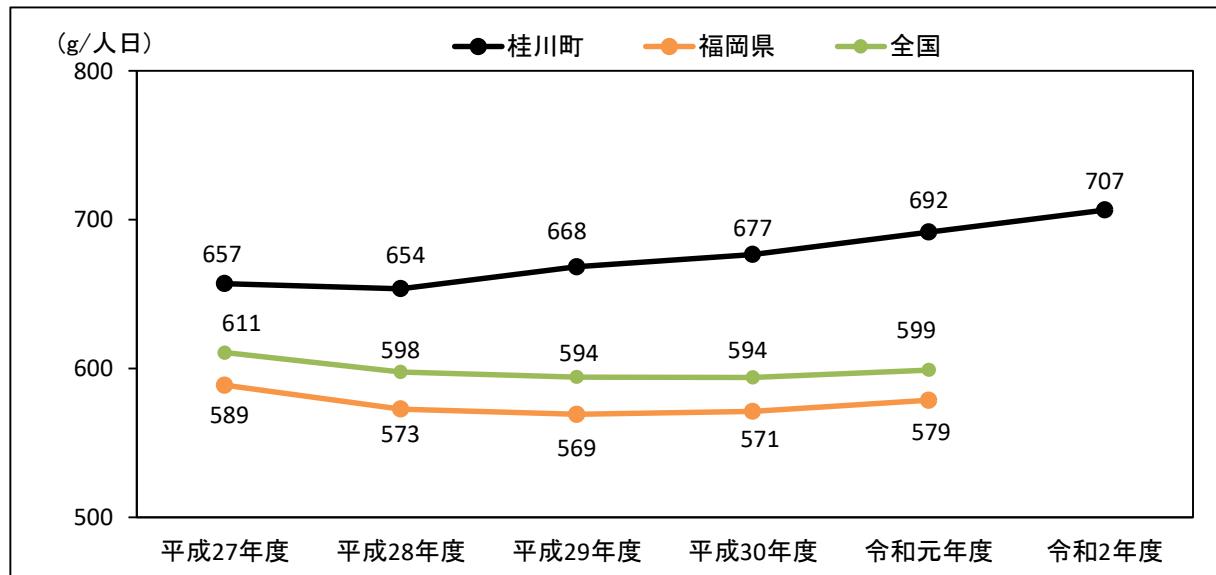


※1人1日当たりの排出量(g/人・日)=年間当たりの排出量(t/年)×10⁶÷人口(人)÷365(日/年)

本町の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成28年度(654g/人日)から令和2年度(707g/人日)にかけて増加傾向となっています。

令和元年度の実績で全国及び福岡県と比較すると、本町が最も多く692g/人日、次いで全国が599g/人日、福岡県が579g/人日となっています。

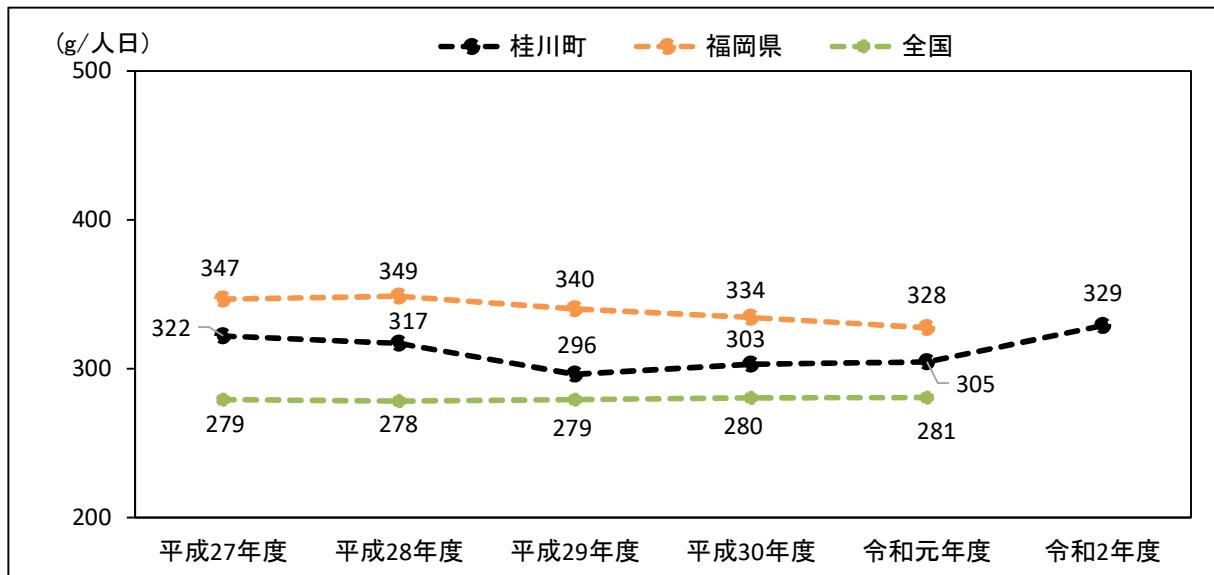
◆図表3-12 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移



本町の1人1日当たりの直接搬入系ごみ排出量は、増減はあるものの横ばいの傾向となっています。

令和元年度の実績で全国及び福岡県と比較すると、福岡県が最も多く328g/人日、次いで本町が305g/人日、全国が281g/人日となっています。

◆図表3-13 1人1日当たりの直接搬入系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

4-3 資源化率と最終処分率

令和元年度の資源化率は、福岡県が最も高く、次いで全国、本町となっています。

一方で、本町は焼却残渣等の資源化により、最終処分を行わない取組みをしているため、最終処分率は0%となっています。

◆図表 3-14 資源化量及び埋立量の内訳

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
<u>ごみ総排出量</u>		5,195	5,097	5,007	5,020	5,027
資源化量	直接資源化量	119	116	115	111	107
	桂苑(粗大) 直接資源化物	119	116	115	111	107
	處理後再生利用量	629	610	604	612	585
	桂苑(焼却) 焼却残渣・焼却鉄	536	506	503	514	485
	飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ) 資源物	24	30	26	23	24
	桂苑(粗大) 処理後資源化物	69	74	75	75	76
	集団回収量	209	186	174	170	157
	合計	957	912	893	893	849
埋立	合計	0	0	0	0	0

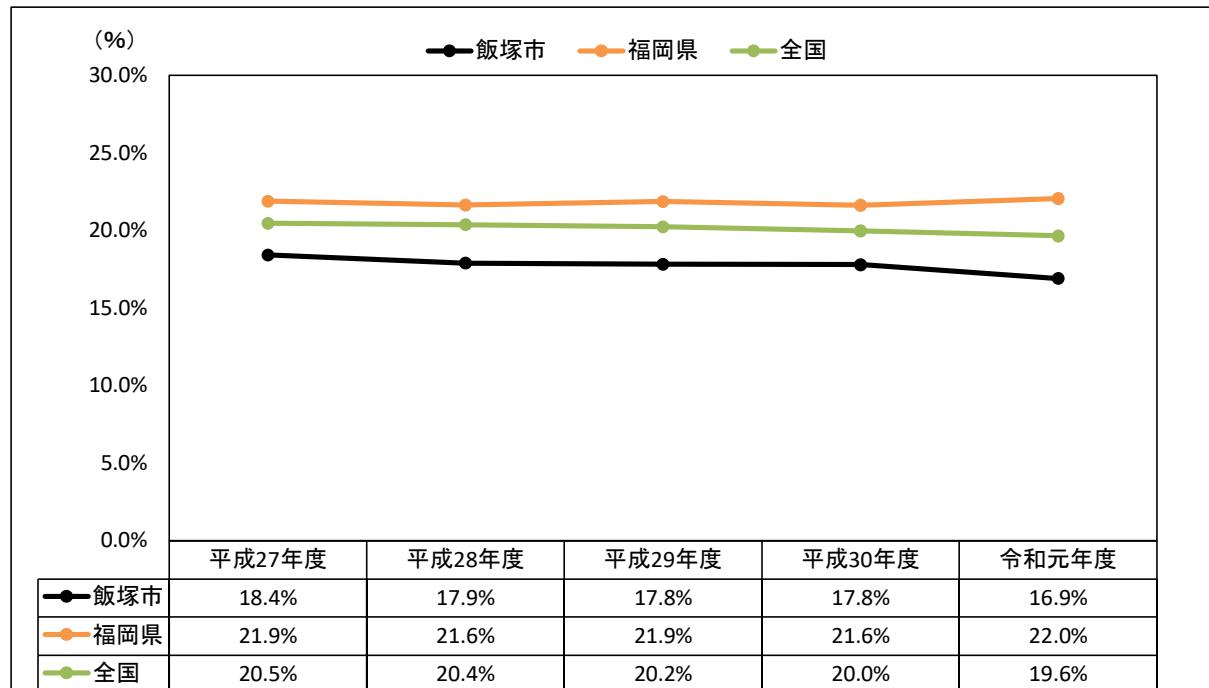
出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

◆図表 3-15 資源化率及び最終処分率の推移

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資源化率	桂川町	18.4%	17.9%	17.8%	17.8%	16.9%
	福岡県	21.9%	21.6%	21.9%	21.6%	22.0%
	全国	20.5%	20.4%	20.2%	20.0%	19.6%
最終処分率	桂川町	-	-	-	-	-
	福岡県	10.2%	10.4%	10.1%	10.3%	10.3%
	全国	9.5%	9.2%	9.0%	9.0%	8.9%

出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

◆図表 3-16 資源化率



※資源化率=（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）÷ごみ排出量×100

出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

4-4 ごみ処理年間経費

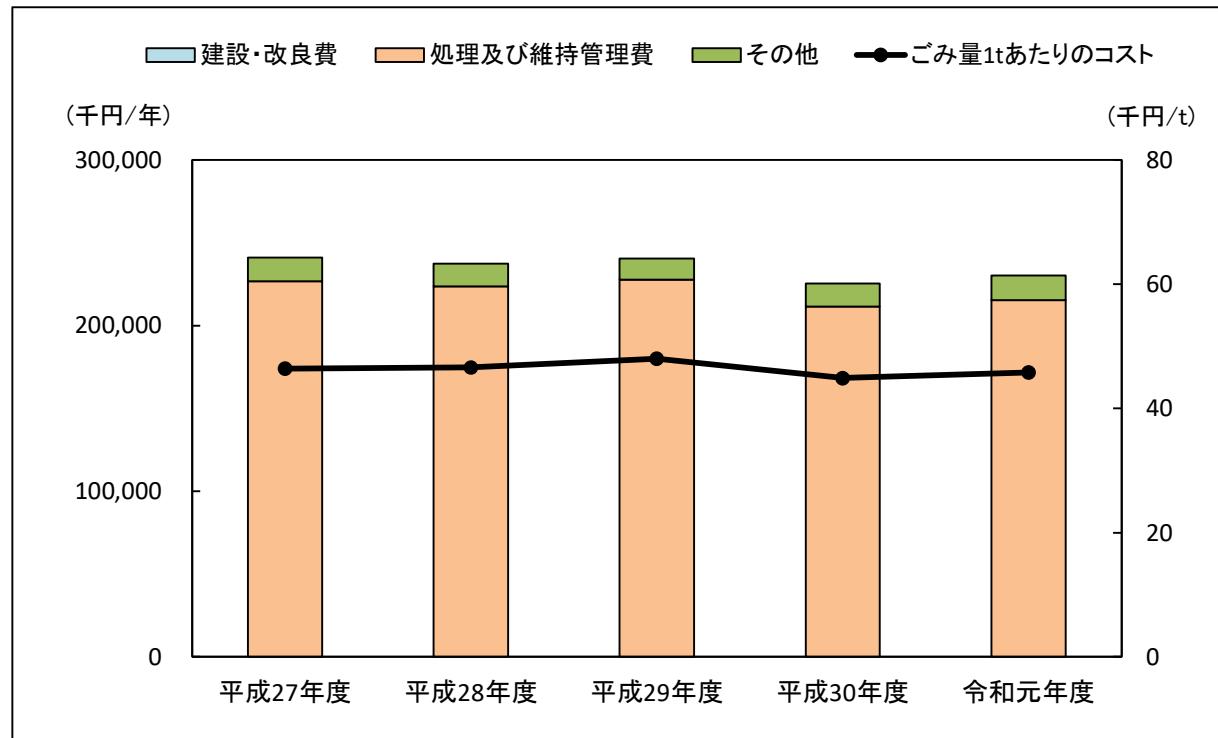
本町のごみ処理年間経費及びごみ量 1t 当たりの処理コストの推移は、増減はあるものの横ばいの傾向となっています。

◆図表 3-17 ごみ処理年間経費

桂川町	記号	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ量	①	t/年	5,195	5,097	5,007	5,020	5,027
建設・改良費	②	千円/年	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	③+④	千円/年	226,719	223,716	227,673	211,501	215,250
組合分担金	③	千円/年	134,036	130,719	133,259	117,748	122,842
組合分担金以外	④	千円/年	92,683	92,997	94,414	93,753	92,408
その他	⑤	千円/年	14,287	13,782	12,591	13,898	15,136
合計	⑥	千円/年	241,006	237,498	240,264	225,399	230,386
ごみ量1t当たりのコスト	⑥÷①	千円/t	46.4	46.6	48.0	44.9	45.8

出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

◆図表 3-18 年間経費及びごみ 1t 当たりの処理コスト



出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

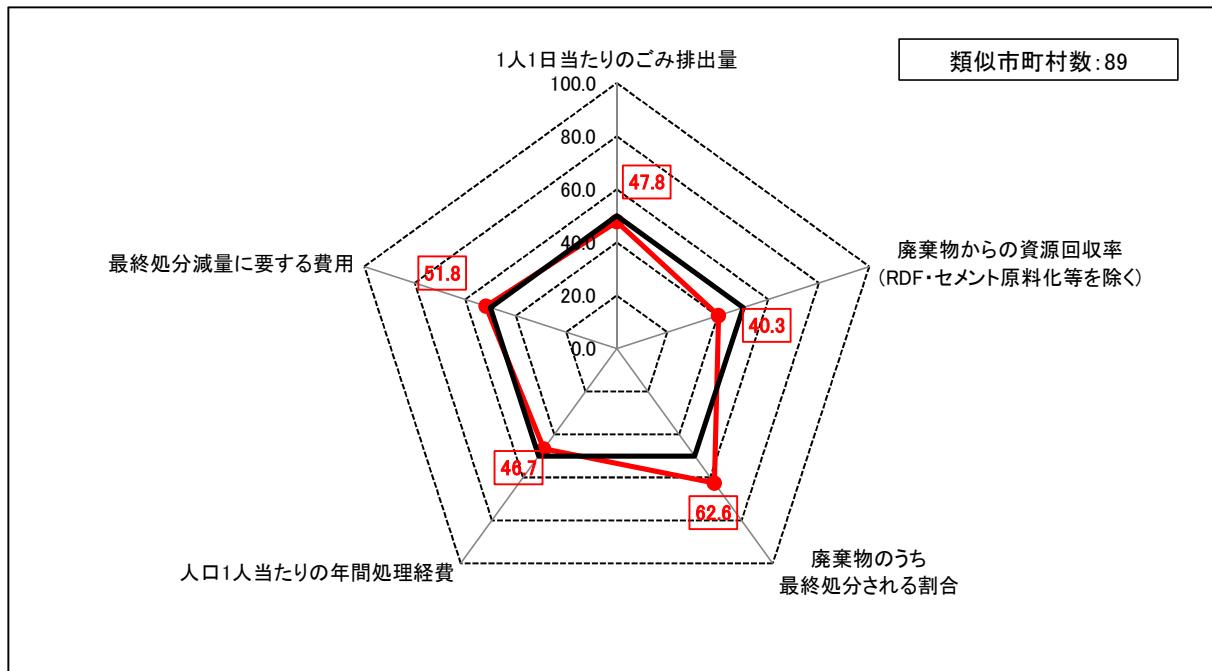
4-5 ごみ処理の評価

本町のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、同規模の人口の自治体と比較評価した結果は、以下に示すとおりとなっています。本評価は、標準偏差 50 を上回れば類似自治体と比較して良好な状態として判断するものとなっています。

◆図表 3-19 ごみ処理の評価項目

指標		指標の見方
循環型社会形成	人口 1 人 1 日当たりのごみ排出量	指数が大きいほど、ごみ搬出量は少なくなる
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等を除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる
経済性	人口 1 人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1 人当たりの年間処理経費が少なくなる
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる

◆図表 3-20 ごみ処理の評価（桂川町）



出典：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

◆図表 3-21 類似自治体

自治体	人口	1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	資源回収量 (RDF・セメント原料化 等除く) (t/t)	最終処分割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	-	0.926	0.162	0.093	12,589	43,196
福岡県桂川町 (偏差値)	13,564	1.014 (47.8)	0.077 (40.3)	0 (62.6)	15,069 (46.7)	36,286 (51.8)
北海道岩内町	12,673	1.03	0.135	0.156	16,153	48,219
北海道東神楽町	10,320	0.957	0.101	0.144	11,963	38,555
北海道上富良野町	10,814	0.811	0.186	0.155	21,700	81,224
青森県野辺地町	13,378	1.097	0.106	0.151	16,337	40,350
青森県階上町	13,638	0.765	0.134	0.102	8,314	33,087
岩手県大槌町	11,960	0.952	0.291	0.047	18,839	54,186
宮城県蔵王町	11,978	0.936	0.259	0.039	12,200	33,333
宮城県村田町	11,027	0.882	0.232	0.042	8,041	23,404
宮城県山元町	12,254	0.942	0.205	0.07	10,458	32,527
宮城県松島町	14,459	1.175	0.09	0.137	9,806	25,557
山形県山辺町	14,005	0.725	0.159	0.064	8,591	34,286
山形県中山町	11,314	0.757	0.191	0.057	9,455	36,007
山形県遊佐町	13,978	0.86	0.167	0.059	7,081	23,704
福島県桑折町	11,973	1.129	0.121	0.011	7,018	16,433
福島県猪苗代町	14,417	1.208	0.147	0.118	8,373	20,685
福島県富岡町	13,136	0.147	0.016	0.175	7,698	129,154
福島県大熊町	10,407	0.055	0	0.188	7,367	337,800
栃木県茂木町	13,109	0.649	0.341	0.034	3,000	13,120
群馬県榛東村	14,757	0.902	0.078	0.2	7,811	26,770
群馬県東吾妻町	13,930	0.943	0.128	0.115	11,262	35,317
群馬県明知町	11,320	0.732	0.308	0.068	7,564	29,394
埼玉県越生町	11,731	0.815	0.2	0.093	12,096	40,488
埼玉県鳩山町	13,679	0.882	0.186	0.096	10	33
埼玉県ときがわ町	11,315	0.783	0.278	0.039	16,400	58,236
埼玉県美里町	11,228	1.203	0.153	0.033	7,893	17,330
千葉県多古町	14,783	0.623	0.12	0.047	0	0
千葉県一宮町	12,541	0.93	0.136	0.119	8,976	27,277
千葉県長生村	14,436	0.626	0.134	0.122	6,476	29,293
千葉県白子町	11,416	0.846	0.111	0.124	8,303	27,864
神奈川県松田町	10,975	0.905	0.24	0.068	10,631	33,834
神奈川県箱根町	11,755	3.799	0.059	0.124	45,639	35,273
新潟県聖籠町	14,343	0.929	0.112	0.141	13,313	42,993
新潟県田上町	11,839	1.061	0.091	0.109	9,901	25,208
新潟県阿賀町	10,920	1.058	0.158	0.117	25,825	72,339
富山県朝日町	12,127	1.139	0.187	0.096	13,606	34,922
石川県宝達志水町	13,261	0.827	0.174	0.084	17,155	61,351
福井県南越前町	10,716	0.747	0.157	0.119	7,908	31,543
福井県高浜町	10,499	1.255	0.116	0.14	35,071	79,931
山梨県身延町	11,971	1.001	0.271	0	0	0
長野県佐久穂町	11,076	0.533	0.207	0.069	11,482	63,399
長野県木曽町	11,265	1.017	0.266	0.082	17,144	45,143
岐阜県安八町	14,600	0.858	0.152	0.069	2,915	9,337
静岡県東伊豆町	12,336	1.552	0.125	0.16	28,903	56,770
三重県朝日町	10,909	0.528	0.168	0	5,359	27,561
三重県多気町	14,697	1.652	0.137	0.431	11,474	30,521
三重県紀宝町	11,059	0.801	0.275	0.101	17,719	60,394
京都府京丹波町	14,299	0.62	0.2	0.067	13,375	63,092
大阪府能勢町	10,181	0.903	0.173	0.073	14,840	48,389
大阪府太子町	13,446	0.731	0.156	0.116	11,085	45,282
兵庫県市川町	12,228	0.705	0.167	0.087	20,784	81,647
兵庫県神河町	11,478	0.739	0.162	0.058	21,131	78,246
兵庫県新温泉町	14,459	0.935	0.204	0.101	17,040	55,545
和歌山県湯浅町	12,131	0.801	0.292	0	16,428	56,130
鳥取県岩美町	11,676	0.717	0.251	0.112	9,431	39,483
鳥取県南部町	10,937	0.723	0.211	0.055	5,754	15,037
鳥取県伯耆町	10,987	0.953	0.239	0.045	12,630	31,472
島根県隠岐の島町	14,334	1.473	0.061	0.271	16,244	40,563
岡山県和気町	14,223	0.835	0.169	0.082	18,514	62,997
岡山県早島町	12,499	0.946	0.188	0.011	11,263	29,555
岡山県里庄町	11,175	0.82	0.158	0.097	6,572	22,990
岡山県矢掛町	14,342	0.69	0.224	0.117	9,108	40,923
岡山県鏡野町	13,052	0.758	0.135	0.037	10,994	35,168
岡山県勝央町	11,080	0.633	0.112	0	2,980	12,893
岡山県美咲町	14,293	0.666	0.073	0	8,303	31,967

自治体	人口	1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	資源回収量 (RDF・セメント原料化 等除く) (t/t)	最終処分割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	-	0.926	0.162	0.093	12,589	43,196
福岡県桂川町 (偏差値)	13,564	1.014 (47.8)	0.077 (40.3)	0 (62.6)	15,069 (46.7)	36,286 (51.8)
広島県坂町	13,071	1.058	0.147	0.091	13,590	37,076
山口県平生町	11,943	1.105	0.08	0.043	10,903	28,270
徳島県板野町	13,568	0.943	0.169	0.002	17,627	51,108
徳島県上板町	12,109	0.85	0.179	0.012	14,756	47,899
徳島県東みよし町	14,509	0.918	0.094	0.121	12,799	40,096
香川県土庄町	14,005	1.161	0.079	0.295	14,008	41,932
香川県小豆島町	14,798	1.546	0.079	0.364	18,004	34,879
愛媛県鬼北町	10,429	0.779	0.132	0.066	22,025	82,326
高知県佐川町	12,983	0.936	0.113	0.108	6,579	17,480
福岡県芦屋町	14,064	0.825	0.207	0.128	15,600	57,588
福岡県大木町	14,278	0.649	0.654	0	11,589	48,548
福岡県香春町	11,048	0.768	0.079	0.154	13,017	54,185
長崎県川棚町	14,073	0.809	0.103	0.114	4,372	15,938
長崎県波佐見町	14,843	0.702	0.082	0.116	4,321	18,203
長崎県佐々町	13,915	0.986	0.137	0.005	15,056	41,292
熊本県美里町	10,156	0.559	0.08	0.124	9,459	48,184
熊本県甲佐町	10,691	0.72	0.101	0.092	9,388	34,890
熊本県錦町	10,700	0.683	0.135	0.021	9,077	33,129
鹿児島県屋久島町	12,630	0.997	0.393	0	37,664	103,479
鹿児島県徳之島町	10,566	1.032	0.071	0.062	19,713	53,367
沖縄県本部町	13,259	1.282	0.064	0.112	7,515	14,778
沖縄県恩納村	11,100	1.574	0.14	0.029	21,252	35,521
沖縄県金武町	11,584	0.935	0.097	0.102	7,800	21,484
沖縄県嘉手納町	13,672	0.902	0.179	0.108	9,519	30,936

第5節 ごみの減量化及び再資源化のこれまでの取組み

5-1 集団回収量の推移

本町では、ごみの減量及び再資源化のための取組みとして、施設へ搬入する資源ごみとは別に、独自で古紙・古布類、空きかん、空きびんなどの集団回収を行っていますが、平成27年度以降減少傾向となっていましたが、令和元年度から令和2年度にかけて増加しています。

減少傾向の要因としては、電子書籍や民間による古紙回収拠点の普及、古紙の買取単価の下落などが影響しているものと考えられますが、今後も集団回収量に対する地域住民への啓発を継続する必要があります。

◆図表 3-22 集団回収量の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	(t/年)
集団回収量	209	186	174	170	157	211	

出典：本町統計データ

5-2 ごみ処理に関する補助制度

①生ごみ処理容器普及促進補助

【対象】

- 桂川町に居住する住民(事業所を除く)で、町が斡旋する容器を購入し設置する住民

【対象容器等】

- 生ごみ処理容器

【補助金額】

- 容器1個につき、2,500円(1世帯2個を限度)

②リサイクル活動団体に対する奨励補助

【対象】

- ・桂川町に居住する住民で構成する、町が登録認定した町内会、公民館、婦人会、子供会、PTA、老人クラブ等の団体

【対象品目及び補助金額】

対象品目	補助金額
新聞紙、ダンボール、雑誌等古紙	紙類、カン類等 1kg 当たり 10 円
布類	
空きかん	ピン類
ペットボトル	1kg 当たり 5 円
空きびん	

③電動生ごみ処理機購入費補助

【対象】

- ・新規に生ごみ処理機を購入した住民で、桂川町内に居住し、かつ、住民登録している住民

【対象品目及び補助金額】

- ・購入費(本体価格)の2分の1の額(20,000円を限度)
※1世帯につき1基

第6節 ごみ処理の課題

6-1 ごみの減量化

本町の1人1日当たりのごみ排出量は、図表3-11に示すとおり、平成30年度以降、増加しています。また、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は図表3-12示すとおり、全国平均及び福岡県を上回っています。

このため、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正処理の徹底を行い、ごみの減量化を図るため、住民及び事業者への啓発・指導の強化を行う必要があると考えます。

6-2 資源化の推進

本町の資源化率は、図表3-16に示すとおり、平成27年度以降、緩やかな減少傾向となっています。

また、図表3-20に示した「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」の類似市町村との比較では「廃棄物からの資源回収率」の項目において偏差値50を下回っています。

このため、資源化を推進するための情報発信や地域のリサイクル活動等について、積極的に広報や啓発を行う必要があります。

6-3 環境美化及び不法投棄対策

本町では「ごみゼロ」を合言葉とした町内全体で取り組む環境美化活動を実施しており、今後も継続して取り組む必要があります。

また、不法投棄の防止対策の一環として、「桂川町環境美化推進条例」を定めており、条例の周知徹底や不法投棄が頻発する場所に看板の設置やパトロール等による監視体制の強化を行うなど、住民、事業者、行政が一体となって取り組む必要があると考えます。

6-4 在宅医療廃棄物

町内から排出される在宅医療関係のごみの中には、血液の付着した注射器など、感染に注意が必要な有害ごみが含まれていることから、収集等に従事する作業員への安全性が危惧されます。このため、医療関係機関の協力のもと分別排出の徹底等を行い、町民に対して啓発を行う必要があると考えます。

6-5 中間処理計画

ふくおか県央組合では、ごみ処理施設の集約化を計画していることから、今後の中間処理の在り方について、組合及び構成市町との連携を図る必要があります。

また、桂苑は稼働後28年が経過した施設であることから、適正な施設の維持管理・運転管理の適正化を図る必要があります。

6-6 災害廃棄物の処理体制

近年、大規模な自然災害が各地で頻繁に発生しており、大量の災害廃棄物が発生することから、被災地の復興には災害廃棄物の迅速な対応が不可欠となっています。

令和元年度の台風 15 号、19 号以降廃棄物処理施設の被災、収集運搬体制の確保、仮置場の設置・管理・運営、広域処理を含む処理先の確保など様々な課題が浮き彫りになりました。

国は災害廃棄物の対策として、関連機関とのさらなる連携の強化・円滑化に向けて、意見交換や連携マニュアルを作成しており、円滑で迅速な災害廃棄物処理体制の構築を目指しています。また、平成 7 年度までに災害廃棄物処理計画の策定率を 60% にするという数値目標を掲げています。福岡県内の令和 2 年度末時点での災害廃棄物処理計画の策定状況は、全 60 自治体のうち、32 の自治体が策定しています。

上記の内容を踏まえた計画の策定が必要となっています。



出典：環境省ホームページ

6-7 循環型社会形形成交付金の交付条件の追加

環境省では、「2050 年に CO₂（二酸化炭素）の排出を実質ゼロにする」ゼロカーボンシティを表明しており、都道府県及び市町村においても脱炭素化や温室効果ガスの排出抑制等に向けた取組みを実施するよう努めるものとされています。

こうした背景から環境省では、ごみ処理施設やリサイクル施設の整備等を支援する循環型社会形形成交付金の交付条件に「プラスチックごみをリサイクル資源として収集する」という新しい条件を適用する方針とし、プラスチックごみの焼却処理による CO₂排出を減らすことを目的としています。

現在、ふくおか県央組合では令和 12 年度以降に新清掃工場の稼働に向けて計画を策定中であり、循環型社会形形成交付金制度の活用にあたっては上記の内容を踏まえて、組合との協議・検討を行う必要があります。

◆図表 3-23 福岡県内におけるゼロカーボンシティ表明自治体

自治体	表明日
大木町	2019 年 12 月 12 日
福岡市	2020 年 2 月 21 日
北九州市	2020 年 10 月 29 日
久留米市	2021 年 2 月 22 日
大野城市	2021 年 2 月 22 日
鞍手町	2021 年 3 月 3 日
小竹町	2021 年 6 月 24 日
太宰府市	2021 年 6 月 25 日
みやま市	2021 年 8 月 26 日

出典：環境省ホームページ

第1節 ごみ処理の目標

1-1 基本理念

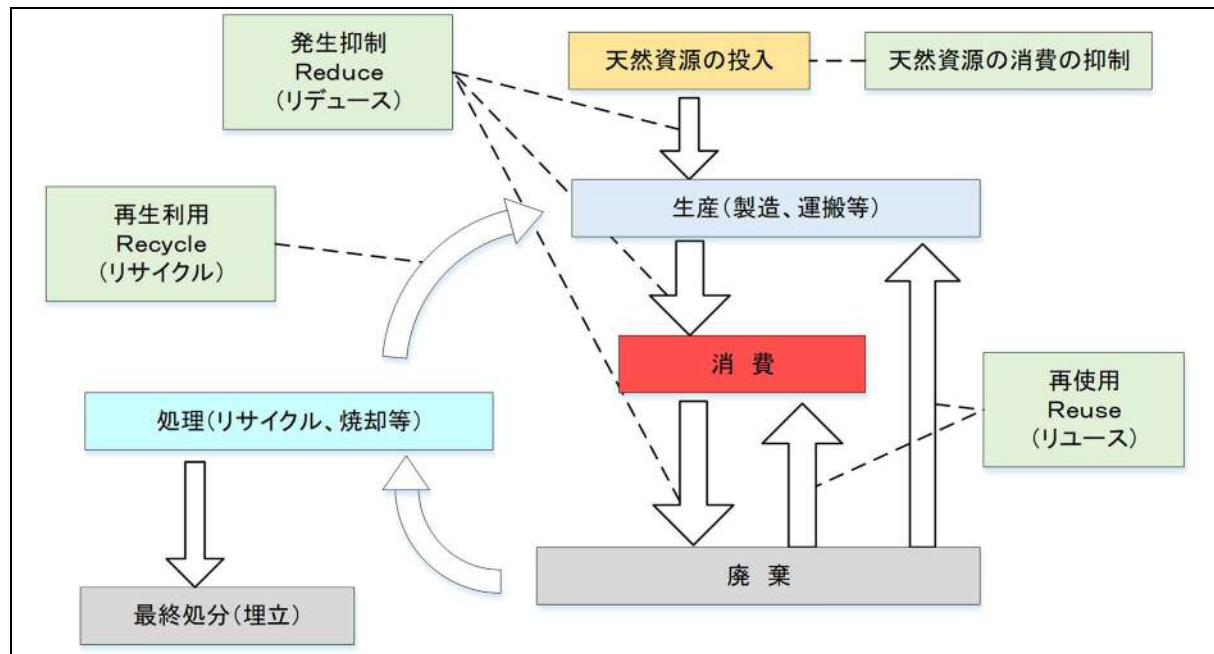
環境省は循環型社会形成推進基本法において「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会と提示しています。

以上のことから、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、循環型社会形成推進基本法で定められた優先順位（図表4-1）を踏まえて、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3R活動を推進することにより、限りある資源の活用とエネルギーの削減を促進していくものとします。

本町では循環型社会の構築に向けて、住民・事業者・行政の三者が協働して、ごみの発生抑制に取り組むことを基本理念として掲げ、実行します。

基本理念：ごみの発生抑制に向けた住民・事業者・行政による循環型社会の構築

◆図表4-1 循環型社会に向けた処理の優先順位

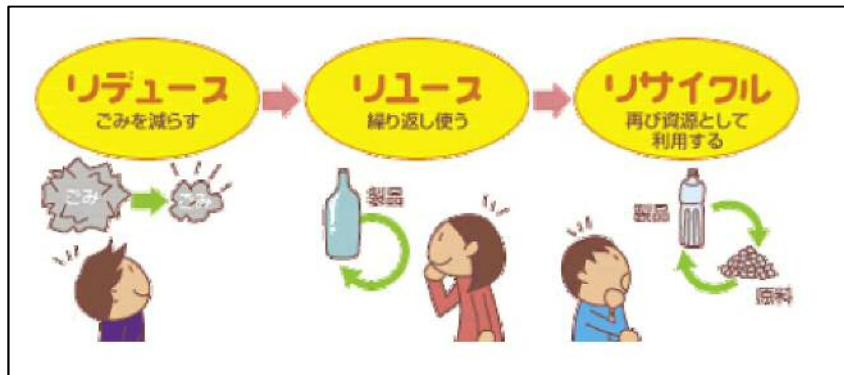


1-2 基本方針

本計画における基本理念のもと、本町のごみ処理における基本方針は、住民・事業者・行政の三者が協働し、基本理念の実現に向けた基本的な方針を「住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進」「再生利用・再資源化の推進」「ごみの適正な収集・運搬・処理・処分」の3つとします。

基本方針1：住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）に取り組み、住民・事業者・行政の三者が連携して、循環型社会の構築を目指す方針とします。



基本方針2：再生利用・再資源化の推進

ごみの減量化を目的とした施策の推進及び事業系ごみを対象とした施策等を拡充することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図ります。

基本方針3：ごみの適正な収集・運搬・処理・処分

高齢化の進行に伴って在宅医療や在宅介護の増加により、家庭からの医療系廃棄物の排出が予想されています。これらの医療系廃棄物は、一般ごみとして区別して処理を行う必要があるため、医療関係機関などと連携して適正な収集・処理を行う必要があります。

住民・事業者・行政が協働し、それぞれの役割を果たしながら環境に配慮した安全・安心で効率的なごみの適正処理を行う方針とします。

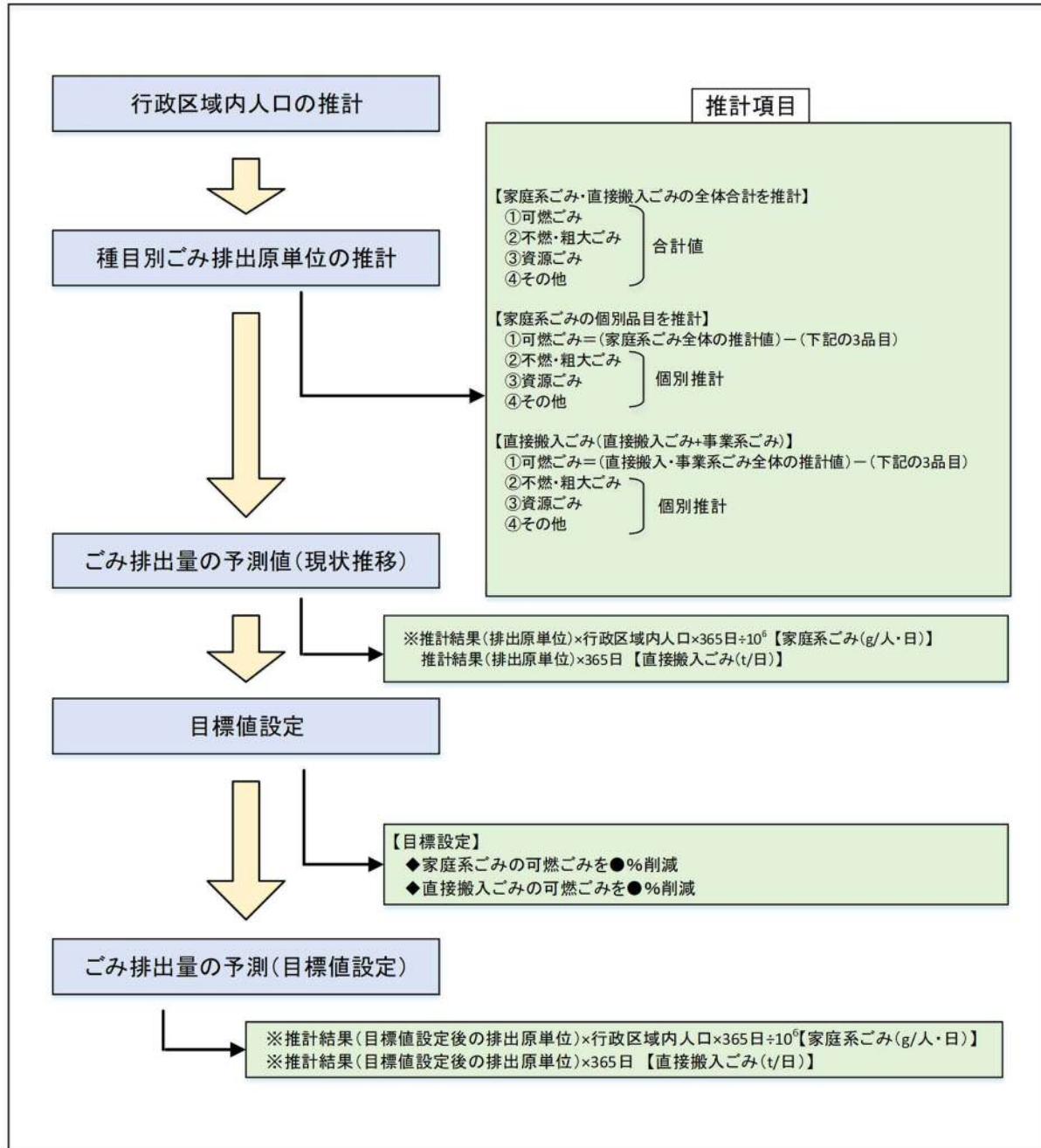
第2節 目標値の設定

2-1 推計方法の概要

令和2年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された年度であり、ごみ排出量の実績が例年と異なるため、令和元年度を基準年としました。

ごみ排出量の将来の推計は、本町の過去5年間（平成27年度から令和元年度）の実績値をもとに推計しています。ごみ排出量の推計方法は以下に示すとおりです。

◆図表4-2 ごみ排出量の推計方法



2-2 人口推計

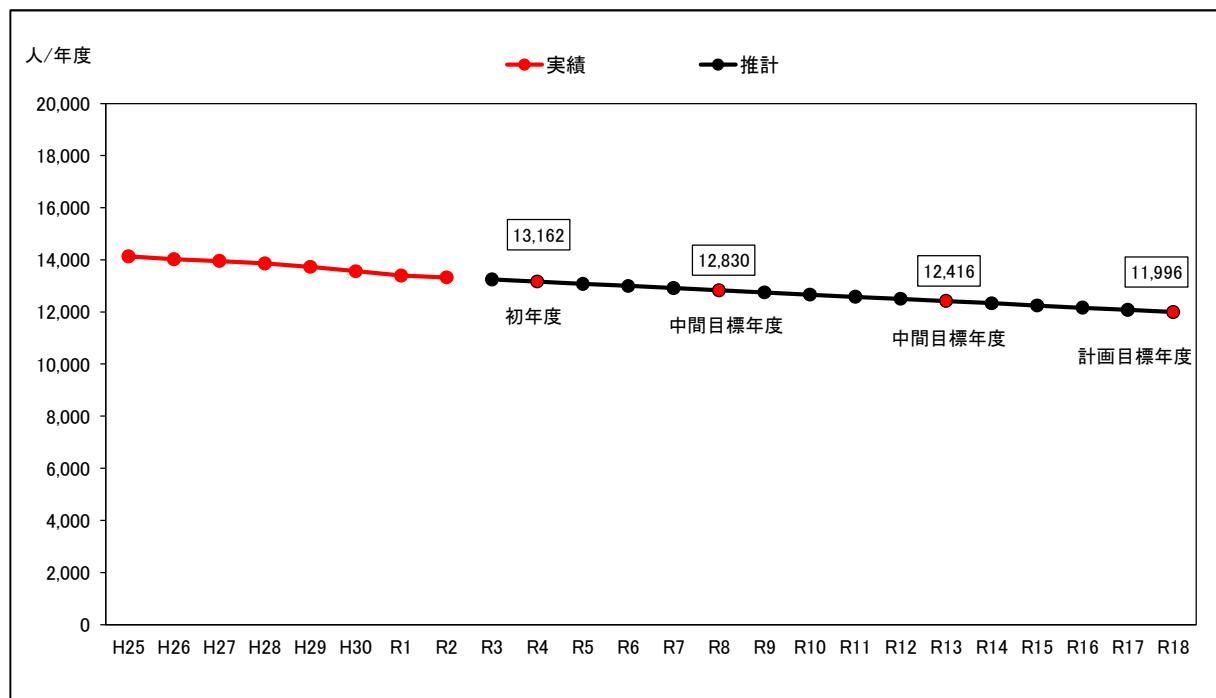
本町の上位計画では、人口の推計値の予測結果が示されていることから、各年度の数値は等差的に補間させる推計値としました。

◆図表 4-3 人口推計の出典

出典
第2期桂川町まち・ひと・しごと創生 総合戦略/人口ビジョン（令和3年3月改訂）

◆図表 4-4 人口推計

年度	実績値						初年度	中間目標年度		計画目標年度	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和4年度	令和8年度		
人口	13,954	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328	13,162	13,162	12,830	12,416	11,996

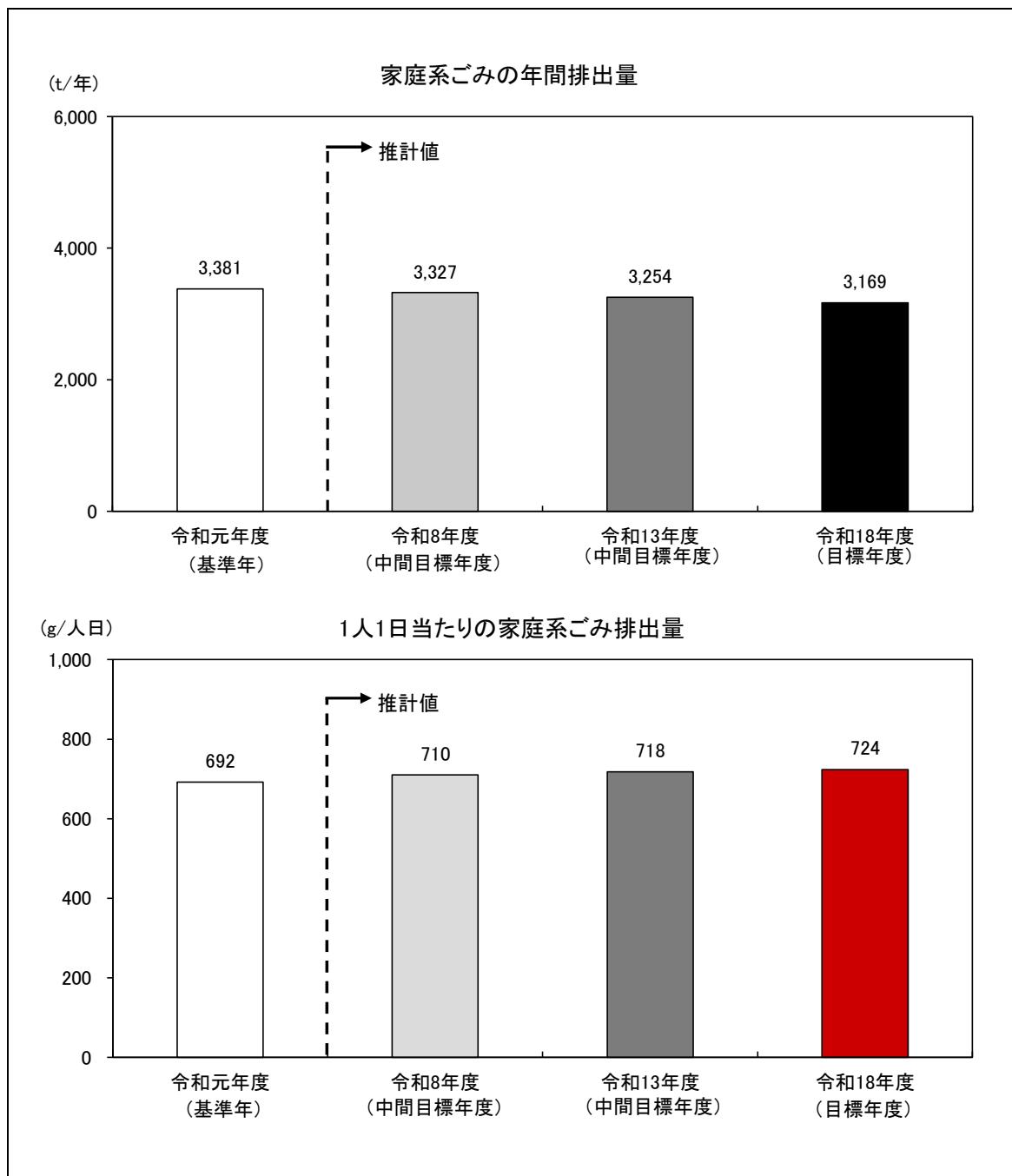


2-3 ごみ排出量の将来推計

(1) 家庭系ごみ排出量の将来見込み（現状推計）

家庭系ごみの年間排出量は、将来人口の減少により減少傾向となっています。また、1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度の692g/人日から令和18年度にかけて724g/人日と増加傾向になると予測されます。

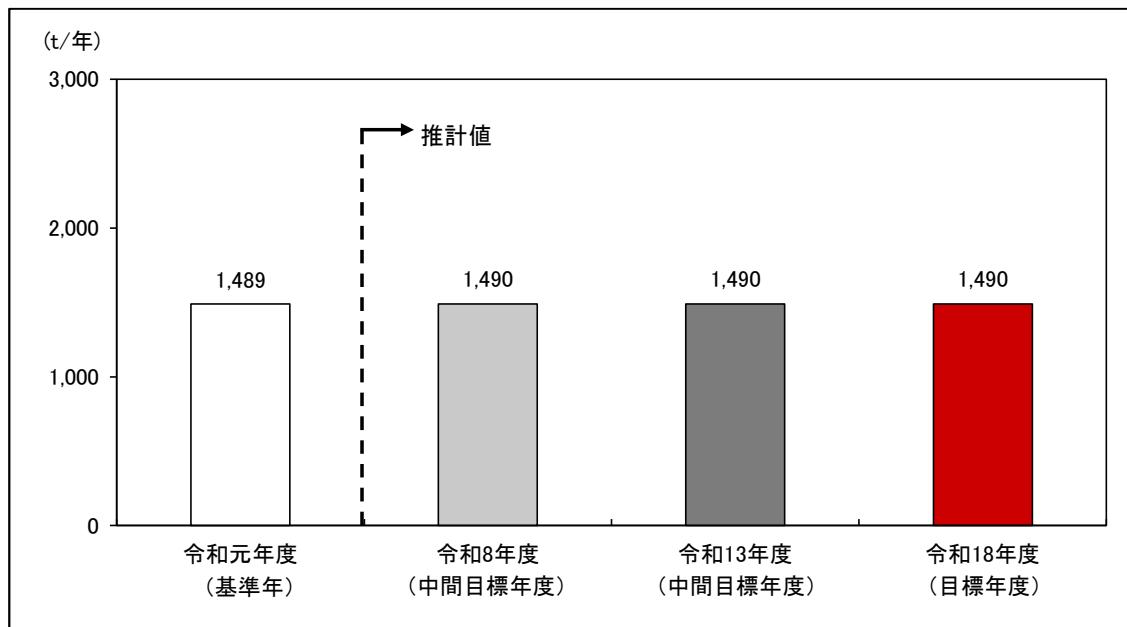
◆図表4-5 家庭系ごみ排出量の将来見込み(現状推計)



(2) 直接搬入ごみ排出量の将来見込み（現状推計）

直接搬入ごみの年間排出量は、令和元年度の 1,489t/年から令和 18 年度にかけて 1,490t/年と横ばい傾向になると予測されます。

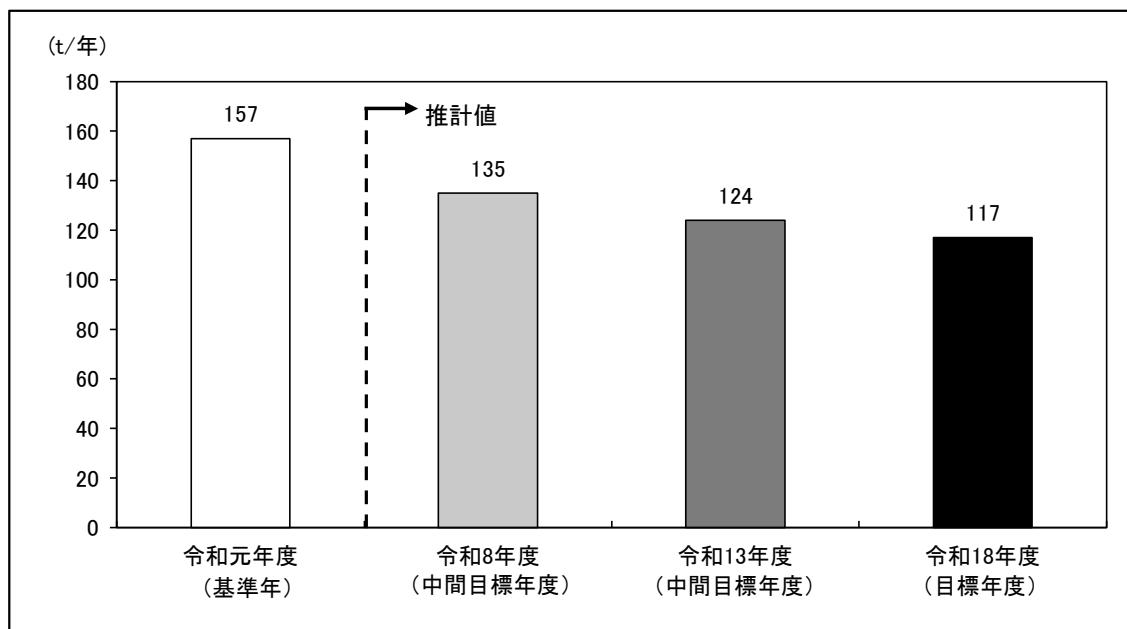
◆図表 4-6 直接搬入ごみ排出量の将来見込み(現状推計)



(3) 集団回収量の将来見込み（現状推計）

集団回収量の年間排出量は、令和元年度の 157t/年から令和 18 年度にかけて 117t/年と減少傾向になると予測されます。

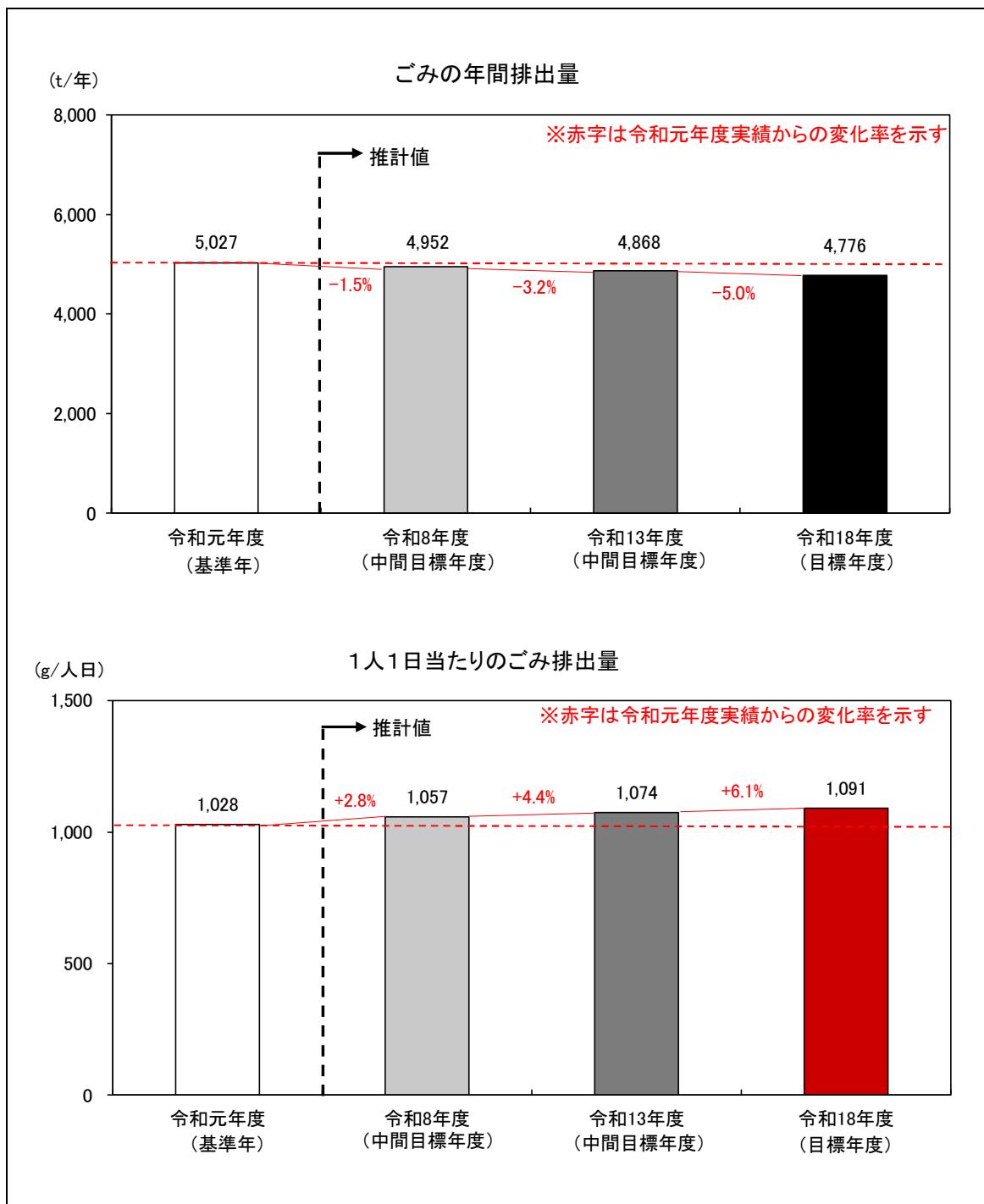
◆図表 4-7 集団回収量の将来見込み(現状推計)



(4) ごみ排出量の将来見込み（現状推計）

年間のごみ排出量は、令和元年度の5,027t/年から令和18年度にかけて4,776t/年と減少傾向になります。また、1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度の1,028g/人日から令和18年度にかけて1,091g/人日と増加傾向になると予測されます。

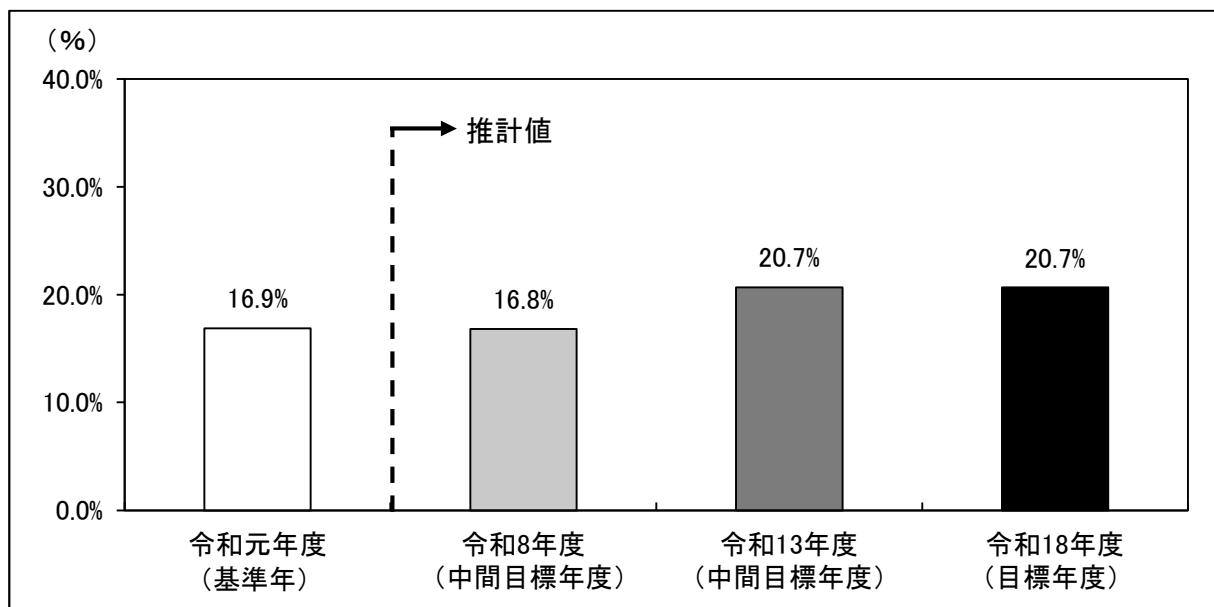
◆図表4-8 ごみ排出量の将来見込み（現状推計）



(5) 資源化率の将来見込み（現状推計）

資源化率は、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、令和元年度の 16.9%から令和 18 年度にかけて 20.7%と増加傾向になると予測されます。

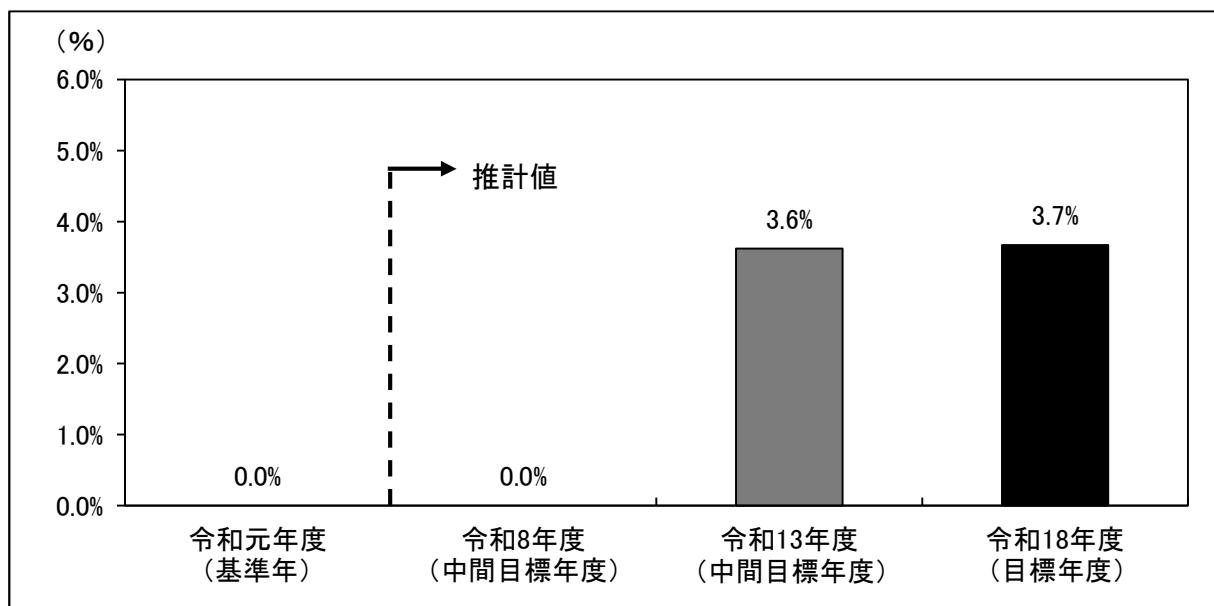
◆図表 4-9 資源化率の将来見込み(現状推計)



(6) 最終処分率の将来見込み（現状推計）

最終処分率は、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、令和元年度の 0.0%から令和 18 年度にかけて 3.7%と増加傾向になると予測されます。

◆図表 4-10 最終処分率の将来見込み（現状推計）



2-4 目標値の設定

(1) 福岡県平均との比較

令和元年度実績における各種原単位について、本町と福岡県平均値を比較した表を以下に示します。

図表 4-11 より、本町の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみは福岡県平均と比較すると、高い数値 (692g/人日) であることから、家庭ごみを対象とする必要があると考えられます。

◆図表 4-11 各種原単位の比較(令和元年度実績)

原単位項目	福岡県平均	桂川町	備考
総排出量	947g/人日	1,028g/人日	県平均値より高い
家庭系ごみ	579g/人日	692g/人日	県平均値より高い
可燃ごみ	496g/人日	624g/人日	県平均値より高い
直接搬入ごみ	328g/人日	305g/人日	県平均値より低い
可燃ごみ	298g/人日	277g/人日	県平均値より低い
集団回収量	40g/人日	32g/人日	県平均値よりやや低い

(2) 減量目標の対象区分

家庭系ごみの原単位が県平均より高い値となっていることから、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに減量目標を設定する対象としました。

一方で、直接搬入ごみについては県平均より低い値となっているものの、一定の減量目標は必要であることから、減量目標を設定する対象としました。

◆図表 4-12 減量目標を行う項目

大項目	減量目標を行う項目
家庭系ごみ	可燃ごみ
	不燃ごみ及び粗大ごみ
直接搬入ごみ	可燃ごみ

(3) 減量目標値の設定

1) 家庭系ごみ(可燃ごみ)

家庭系の可燃ごみの減量目標には、近年全国的にも問題視されている食品廃棄物等の発生抑制や、これまでも継続している水切り対策を組み込むこととしました。

まず、食品廃棄物の潜在量や水分量を設定するために、令和元年度のごみ処理施設のごみ組成結果から、本町のごみ組成結果を想定しました。

本町は桂苑で処理されていることから、可燃ごみ中の厨芥類及び三成分の構成比は、施設の処理内訳の値を、本町全体のごみ組成として設定しました。

以下にごみ組成結果を示します。

◆図表 4-13 ゴミ処理施設組成割合(令和元年度実績)

項目	桂苑	加重平均値
ごみ処理量	14,240	14,240
構成比	100.0%	100.0%
組成	紙・布類	42.3
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	32.4
	木、竹、わら類	8.2
	厨芥類	10.8
	不燃物類	1.3
	その他	5.1
三成分	水分	46.4
	可燃分	47.9
	灰分	5.7

① 食品ロスに対する目標値の設定

家庭系可燃ごみの将来予測値に対し、上記の（3）で試算した厨芥類の構成比を掛け、厨芥類の潜在量として、以下に示す食品ロスを削減する目標を掲げました。

●令和 2 年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組み
に係る実態調査報告書

→家庭から排出される食品ロスの割合は食品廃棄物の 33.5%を占めている

●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

→2030 年までに世界全体の食料の廃棄を半減させると謳っている



本計画の食品ロスに対する目標値

令和 12 年度までに **50% 削減する**

② 水切り施策に関する目標値の設定

家庭系可燃ごみの将来予測値に対し、図表 4-13 に示した水分の構成比を掛け、可燃ごみ中の水分量を潜在量として、削減目標を掲げました。

水切り施策は、一般的な減量施策として広く認知されていますが、効果が明確に見えない取組みとなることから、目標年度までに水分の潜在量から約 10% 削減する目標値を設定しました。

水切り施策に対する目標値

令和 18 年度までに **10% 削減する**

③ 努力目標値の設定

具体的な目標設定として、食品ロス対策及び水切り施策を計上しましたが、その他ごみとなるものを発生させない取組みも重要なごみ減量施策の一環となることから、リデュースの推進を図る目的で努力目標を設定しました。

努力目標値は、目標年度までに施策を行わなかった場合の将来予測値に対して、5 % 削減する目標値として設定しました。

努力目標値

令和 18 年度までに **5% 削減する**

2) 家庭系ごみ(不燃ごみ及び粗大ごみ)

家庭系ごみのうち、不燃ごみ及び粗大ごみは、近年増加傾向にあるため、将来予測結果についても、右肩上がりの数値となっています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、可能な限り長く使う、リサイクルショップを活用するなどのリユース及びリサイクルに関する啓発を行い、5%削減する目標値を設定しました。

家庭系ごみ（不燃ごみ及び粗大ごみ）の目標値
令和18年度までに5%削減する

3) 直接搬入ごみ(可燃ごみ)

直接搬入ごみのうち、約90%を占める可燃ごみについて削減目標を設定しました。

直接搬入ごみは許可業者による事業系ごみも含まれるため、事業活動を制約するほどの大幅な削減目標を掲げることは困難であると考えられます。

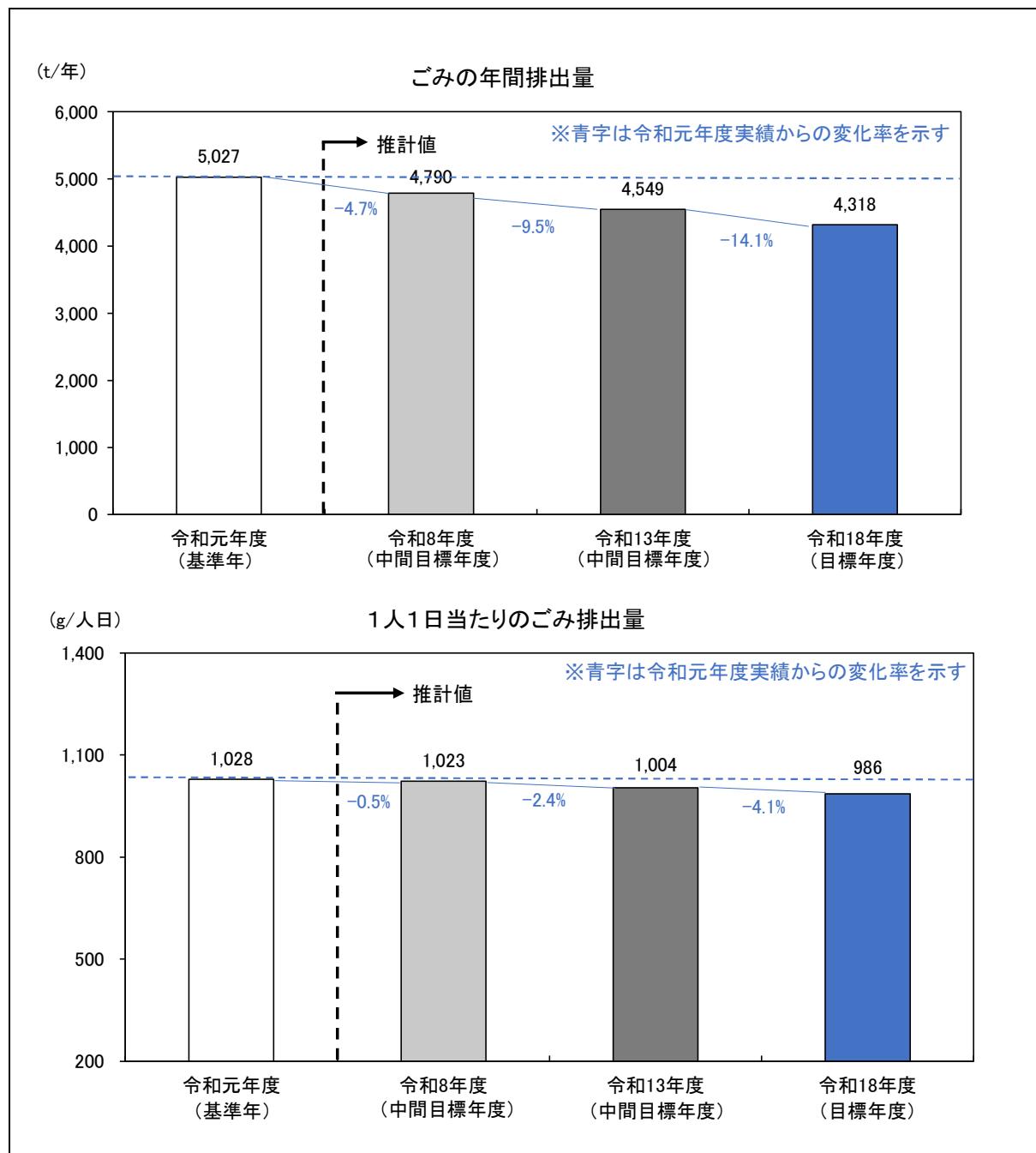
本計画では、書類のペーパーレス化や、古紙のリサイクルの推進や、飲食店における食べ切り運動に関する広報支援などを推進することにより、20%削減する目標値を設定しました。

直接搬入ごみ（可燃ごみ）の目標値
令和18年度までに20%削減する

目標1：ごみ排出量を約4.1%削減

本町の可燃ごみを中心に、食品ロス対策、水切り施策や各種広報活動を行うことにより、計画目標年度（令和18年度）において、令和元年度のごみ排出量に対し、約14.1%削減、1人1日あたりのごみ排出量においては約4.1%削減します。

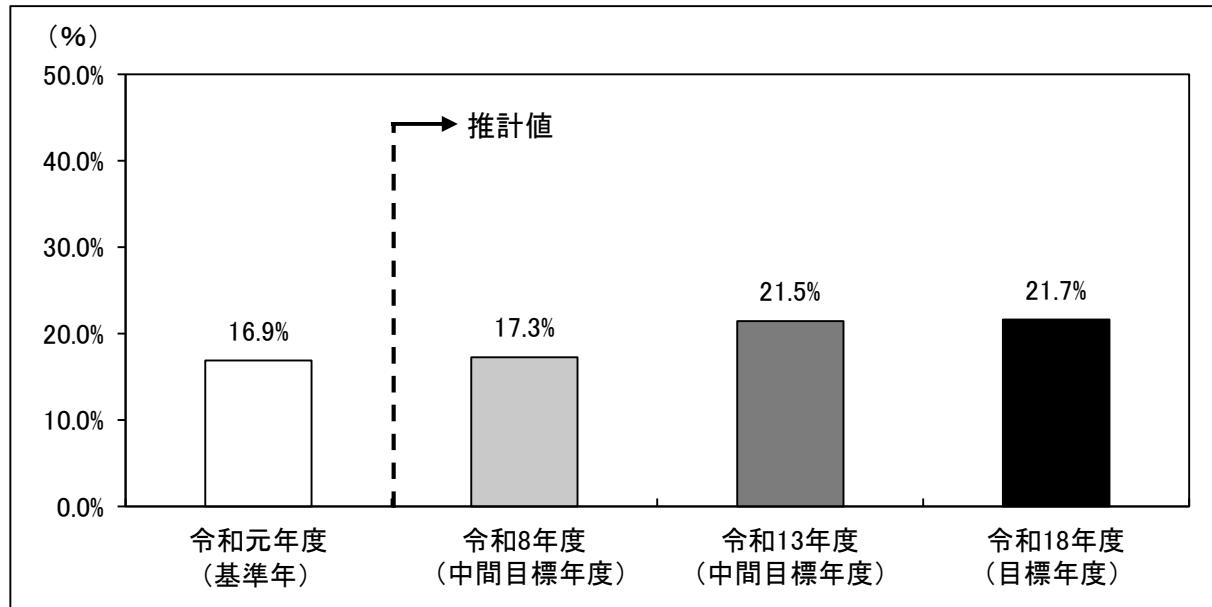
◆図表4-14 ごみ排出量の目標値



目標 2：資源化率の目標値は 21.7%

本町では、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、適正分別の継続やごみ減量化を進めることにより、計画目標年度（令和 18 年度）の資源化率を約 21.7% とします。

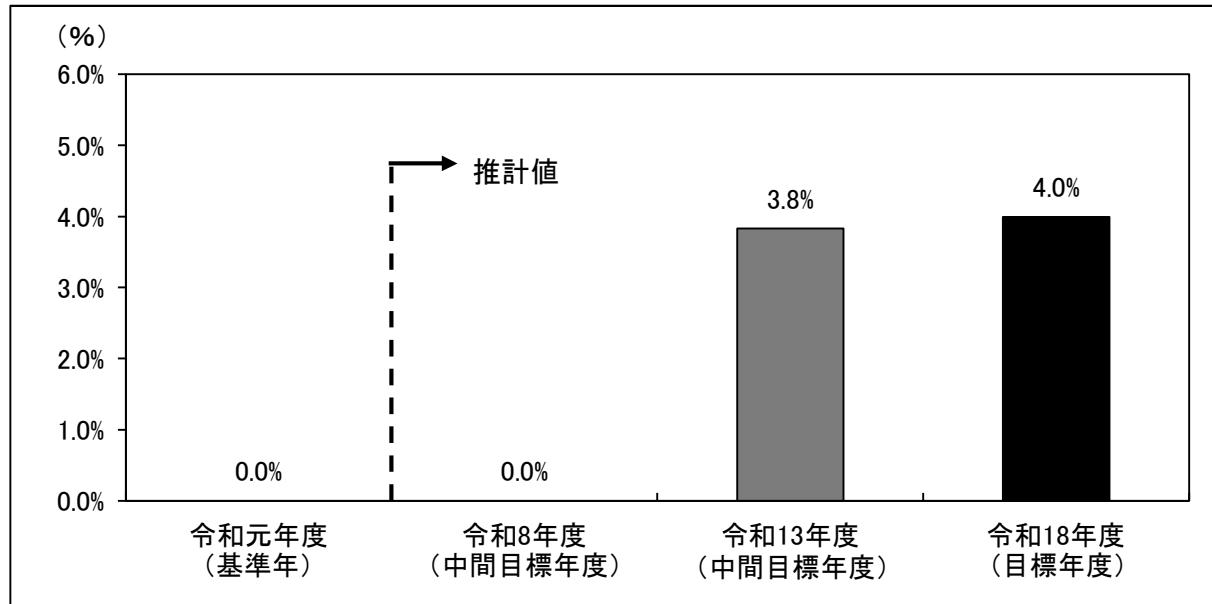
◆図表 4-15 資源化率の目標値



目標 3：最終処分率の目標値は 4.0%

本町では、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、計画目標年度（令和 18 年度）の最終処分率を 4.0% とします。

◆図表 4-16 最終処分率の目標値



◆図表 4-17 目標値のまとめ

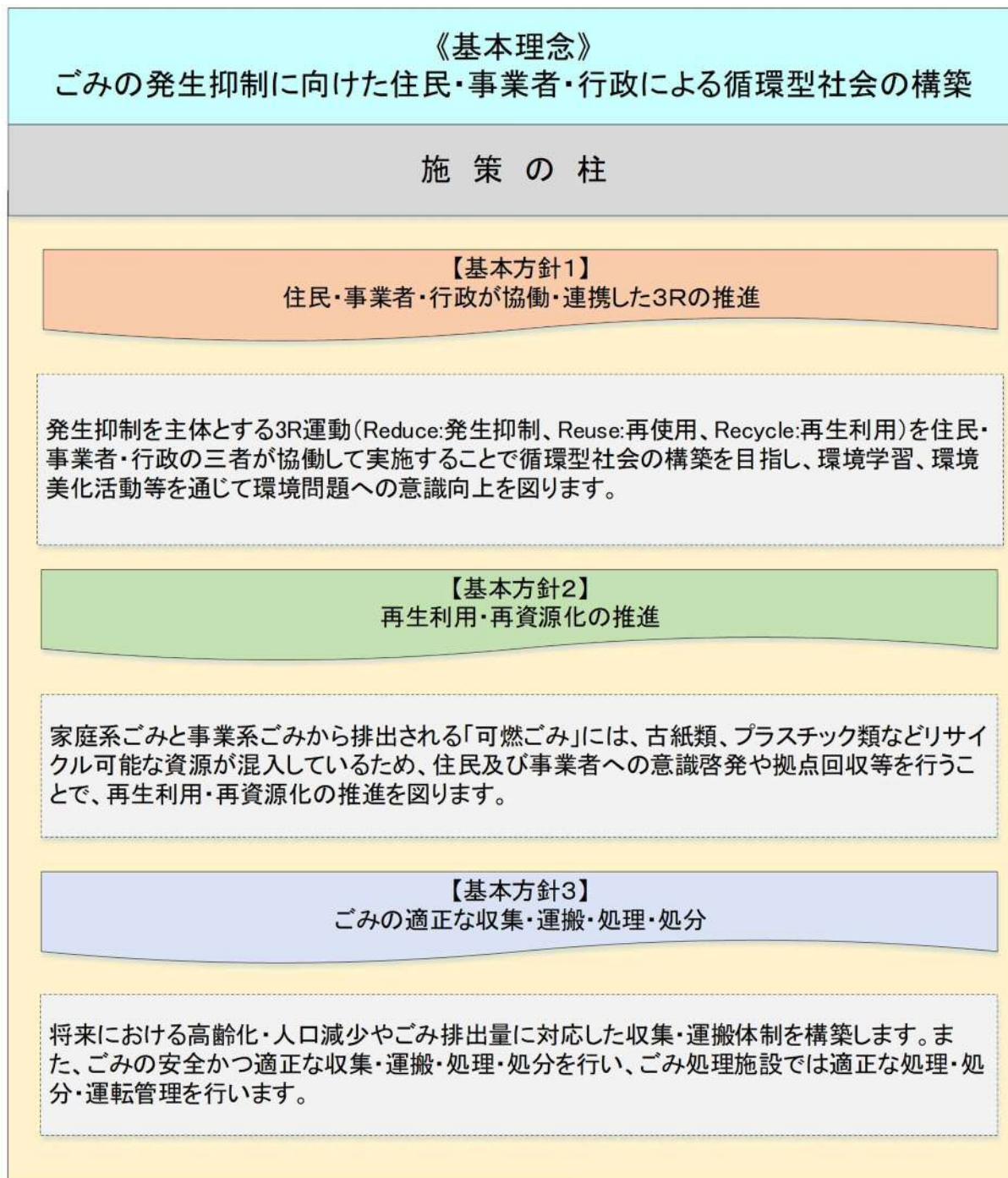
項目	令和元年度 (基準年)	令和 8 年度 (中間目標年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (計画目標年度)
家庭系ごみ (t/年)	3,381	3,241	3,092	2,956
直接搬入ごみ (t/年)	1,489	1,399	1,311	1,220
集団回収量 (t/年)	157	150	146	142
ごみ排出量 (t/年)	5,027	4,790	4,549	4,318
資源化率 (%)	16.9	17.3	21.5	21.7
最終処分率 (%)	0.0	0.0	3.8	4.0

第3節 目標達成に向けた取組み

3-1 施策の体系

本町のごみ減量化に向けての施策の体系は以下のとおりとなっています。

◆図表 4-18 施策の体系



第4節 基本施策

基本方針 1：住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進

前節に示すごみの発生・排出削減の目標を達成するためには、住民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。

こうした連携を深めていくために、消費者である住民は、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、また事業者は、資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、そして行政は、様々な角度から住民、事業者の取組みを支援する行動を、三者協働により実行していくかなければなりません。

具体的な協働の形態として、環境問題の啓発などに取り組むNPO団体の活動をはじめ、地域団体等が行う資源物回収活動や事業所が行う店頭回収、また三者が一体となり環境についての協議や活動を行うパートナーシップなどの取組みがあります。

今後においては更に、住民・事業者・行政が、ごみの発生・排出抑制という共通の目標に向かって、これまでの枠にとらわれることなく新たな視点で、それそれができることから具体的な取組みをしていくことが必要です。

以下に示すごみの発生・排出抑制及び再資源化に関する施策を推進するものとし、住民・事業者への3Rの啓発を実施し浸透を図ります。

施策1 ごみの減量化の普及啓発

(1) 施策の内容と方向

ごみの分別の徹底を図るための啓発活動を行います。また、ごみ発生量の多くは家庭系ごみであるため、住民一人ひとりのごみの減量化に対する意識向上やごみを出さないライフスタイルを定着させるため広報誌やHP、啓発冊子、SNSなど様々な方法で情報の発信を行います。本町では、これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めるとともに、更なる減量化の拡充を図ります。

(2) 各主体での施策取組み

【住民・事業者】	<ul style="list-style-type: none">・住民や事業者が率先してごみの減量化や資源化に向けた取組みを行う。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">・住民や事業者が行うごみの減量化や資源化に向けた提案や取組みに対してサポートを行う。・効果的なごみの減量化に関する取組みに関して積極的に啓発し、普及に努める。・広報やごみカレンダー等を使用した啓発・情報発信を行う。・先進的な取組みを実施している事業者や他都市事例に関する情報収集を行う。

施策 2 レジ袋、過剰包装の削減

(1) 施策の内容と方向

令和2年7月1日よりレジ袋の有料化が始まりました。買い物に際して、マイバッグの持参の普及啓発を行います。また、事業者に対しては過剰な包装を控える取組みに積極的に参加するように要請を行います。

また、レジ袋削減を積極的に推進する販売店等については、広報誌等により住民に紹介するなど、企業のイメージアップに繋がる手助けを行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	<ul style="list-style-type: none">・買い物の際はマイバッグを持参し、レジ袋の削減に努める。・過剰包装を断る
【事業者】	<ul style="list-style-type: none">・過剰包装を可能な限り控えた取組みを行う。・商品の製造に関して、再生利用できる容器やリサイクルしやすい素材を使い、梱包材の減量、再生利用に努める。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">・事業者及び店舗等に対してレジ袋の削減などの協力依頼を行う。・協力を得られた店舗等を広報にて紹介する。

施策 3 3切り運動

(1) 施策の内容と方向

住民及び事業者は食材の使い切り、食べきり、水切りに取り組むことで、ごみの減量化を進めることができますため、積極的に普及・啓発を行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民・事業者】	<ul style="list-style-type: none">・食材の使い切り、食べ切り、水切りに積極的に取り組む。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">・3切り運動について普及啓発を行う。

施策 4 生ごみ処理機の購入補助金交付制度

(1) 施策の内容と方向

コンポスト容器、密閉型発酵容器、電動式生ごみ処理機などの購入者へ補助を行うことで、生ごみの自家処理を奨励し、生ごみの減量化を推進するため住民への周知と普及を図ります。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	<ul style="list-style-type: none">・補助制度を利用して処理機を購入し、生ごみを堆肥化して家庭菜園やプランタ－栽培に利用するなど、生ごみのリサイクルに努める。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">・生ごみ処理機の補助制度と堆肥の有効活用方法を広報やホームページ等で住民にPRする。

施策5 食品廃棄物・食品ロス

(1) 施策の内容と方向

食品廃棄物及び食品ロス問題については、「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットとなっており、削減目標が定められるなど注目されています。

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄を出来るだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努めます。多量に食品廃棄物を排出する飲食店や食料販売店等の事業所に対し、食品ロスへの取組みや食品廃棄物を飼料や堆肥化などによる再生利用に関する情報の提供や啓発活動を実施し「食品ロス」の削減を推進します。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	<ul style="list-style-type: none">・調理くずや食べ残しを出来るだけ出さないように、調理方法や食べ方の工夫を行う。・必要な分だけ購入し、賞味期限切れによる食品廃棄を出さない。
【事業者】	<ul style="list-style-type: none">・食品廃棄物が多量に排出される宴会などでは、利用者と食事量の調整を行うことで、食べ残しを減らす。また、持ち帰りを行うことで食品ロスの削減に繋げる。・宴会時の食べ残しを減らすため3010運動の呼びかけを行う。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">・町内での食品廃棄物削減の取組み状況を広報する。・宴会などが多い時期は、食品ロス削減の呼びかけ等を行う。

福岡県はごみの減量化に向けた食品ロス削減に取り組んでおり、県内の各市町村が実施する施策については「九州食品ロス削減施策バンク」「食べもの余らせん隊」「九州食べきり協力店制度」等を行っています。

施策6 ごみの分別区分・品目の周知徹底

(1) 施策の内容と方向

ごみが分別不徹底であると、施設の維持管理に係る費用が増加し、資源化が困難になるなど適正処理に支障が出る恐れがあります。今後、住民ならびに事業者に分別協力を得るため、資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動の強化に努めます。

また、町外からの転入者にごみの出し方等や正しいごみの分別について啓発を行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	<ul style="list-style-type: none">・適正なごみの分別を行う。
【事業者】	<ul style="list-style-type: none">・事業所全体の問題として分別の徹底に取り組み、従業員に対して分別を徹底するよう呼びかけを行う。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">・住民、事業者に対してごみの分別徹底の啓発を行う。

施策7 環境教育の充実

(1) 施策の内容と方向

循環型社会形成に向けて、住民が環境やごみ問題に向き合い、自発的にごみの減量や再資源化の取組みを実践していく必要があります。このため、ごみ問題や地球環境問題について環境学習の場を創出し、環境教育の推進に努めます。自治体や学校関係者と連携して、出前講座等を行い、ごみの減量化やリサイクルについて情報を発信し関心を深めます。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	・積極的に情報収集を行い、環境学習へ参加する。
【行政】	・講演会や出前講座の検討を行う。また、利用者が増えるようにテーマの充実とPR活動を行う。 ・体験を通じて学習することで、ごみ問題を身近に感じられるような環境教育・啓発活動を行う。

施策8 ごみ処理施設の見学・ごみ処理体験

(1) 施策の内容と方向

ごみ問題は見て・聞いて・触れて、体験・学習することが早期の意識向上に繋がるため、小中学校や婦人会組織等においてごみ処理施設の見学会を行い、ごみの減量化・資源化に対する意識啓発を図ります。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	・環境問題に対する意識を高め、ライフスタイルを見直す。
【行政】	・環境教育の一環として、町内の小学生を対象にごみ処理施設の見学を通した参加型の環境教育の充実に積極的に勤める。

基本方針 2：再生利用・再資源化の推進

リサイクルの推進は入口（資源物の収集）だけでなく、出口（再資源の利用先の確保）が必要であることから、リサイクル製品や環境保全型商品（エコマーク商品、テトラパック製品、詰め替え利用可能製品）の購入などの呼びかけ、不用品をフリーマーケットに出店するなど積極的に資源回収を行います。

また、リサイクル製品や拠点回収を積極的に行うよう広報・啓発することでリユースの推進を図ります。

施策 1 リユースの推進

(1) 施策の内容と方向

不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことで、ごみの排出削減に繋がるため、レンタルショップやリサイクルショップ等の店舗に関する情報やフリーマーケットなどのリサイクルイベントに関する情報等の提供を行い、家庭や事業所で使用された家具や衣類等の再使用を推進します。

リサイクル製品の購入の呼びかけについても積極的に行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	<ul style="list-style-type: none">・リサイクルショップ、フリーマーケット等の活用を行う。・不用品を希望者に譲ることでリユースの推進を行う。・詰め替え商品やバラ売り商品を購入する。
【事業者】	<ul style="list-style-type: none">・リサイクルショップ、フリーマーケット等の活用を行う。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">・フリーマーケット等の場所の提供や情報の発信を行う。・リサイクル製品や詰め替え用商品を積極的に購入するように啓発を行う。

施策 2 古着、古布のリサイクル

(1) 施策の内容と方向

これまで焼却処理されてきた古紙・古着について、資源ごみとして回収を行い、ウエスや繊維素原材料としてリサイクルする取組みを行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	<ul style="list-style-type: none">・古着、古布の拠点回収に協力する。・古着等はぞうきんやウエスとして活用する。
【事業者】	<ul style="list-style-type: none">・古着、古布の拠点回収に協力する。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">・住民のリサイクルの取組みの1つとして周知を行う。・古着、古紙リサイクルの回収に関する情報を発信する。

施策3 リサイクル製品の利用拡大

(1) 施策の内容と方向

リサイクルの推進は入口（資源物の収集）だけでなく、出口（再資源の利用先の確保）が必要であることから、リサイクル製品や環境保全型商品（エコマーク商品、テトラパック製品、詰め替え利用可能製品）の購入などの呼びかけを行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	・リサイクル製品や詰め替え商品などを優先的に購入する。
【事業者】	・リサイクル製品や環境保全型商品（エコマーク商品等）の販売を推進する。
【行政】	・リサイクル製品の積極的な利用の呼びかけを行う。

施策4 拠点回収

(1) 施策の内容と方向

蛍光管、乾電池、食用廃油、古紙などの拠点回収を実施します。また、新しく回収項目の追加の検討を行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	・拠点回収に協力する。
【行政】	・拠点回収の周知を行う。 ・拠点回収の拡大の検討を行う。

施策5 資源回収の推進

(1) 施策の内容と方向

既存の資源回収における回収物の種類を増やす、回収拠点を増加する等の検討を行います。「回収ボックス」について住民への周知を行い、認知度を高めることで回収量の増加推進を図ります。

また、飲料用紙パック、食品トレイ、ペットボトル等の店頭回収を推進し、店頭回収及び販売店回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて、事業者の協力を求めます。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	・資源回収に協力する。
【事業者】	・ペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を積極的に行う。
【行政】	・回収ボックスの認知度を高めるための周知を行う。 ・回収品目の拡大の検討を行う。 ・店頭回収を実施している店舗等について情報発信を行う。

基本方針3：ごみの適正な収集・運搬・処理・処分

4-1 収集・運搬計画

本計画では、今後も適正なごみの収集・運搬体制を維持すると共に、住民・事業者のごみの適正な分別を図ることで収集作業時の安全確保を図ります。また、高齢化社会に伴い在宅医療の拡大が予想されることから、社会状況に応じた収集・運搬を検討します。

以下に、収集運搬に関する方針を示します。

- 効率的な収集・運搬体制の構築
- 事業系廃棄物の指導・監督
- 高齢者対応の収集サービス
- 在宅医療廃棄物の適正な排出の徹底

施策1 効率的な収集・運搬体制の構築

これまでの収集運搬体制の見直しを行い、現状及び将来におけるごみ発生状況やごみ処理のシステムに合わせた最適な収集運搬体制の構築を図ります。

また、収集車両が侵入できない狭い道路における収集方法等においても調査・対策を行います。

施策2 事業系廃棄物の指導・監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、一定規模以上ごみを排出している事業者を対象にごみ減量化や資源化に対する指導を行い、ごみ減量化に対する意識向上を図ります。

施策3 高齢者対応の収集サービス

高齢化の進行に伴い核家族化や1人暮らしをする高齢者世帯の増加が見込まれることから、日常生活に支援が必要な高齢者・障がい者が増加することが予想されます。本町では、ごみ出しに関するサービスの在り方について継続的に調査・検討を行い、住民の実情に合った支援制度を調査・研究します。

施策4 在宅医療廃棄物の適正な排出の徹底

在宅医療廃棄物については、感染性廃棄物の混入防止など適正な排出を行うよう徹底を図ります。

4-2 中間処理計画

本町から排出される一般廃棄物の中間処理計画及び最終処分計画は、ふくおか県央組合が行っていることから、ふくおか県央組合の一般廃棄物処理基本計画で定めた事項や方針について、下記に示します。

(1) ごみ処理施設の適正な処理

ふくおか県央組合が管轄するごみ処理施設は、経年劣化や老朽化が進んでいる施設であることや、ふくおか県央組合の管内に類似施設が複数存在し、維持管理費用の面からも非効率であるため、今後、集約化を含めた検討を進めるものとします。

なお、集約化を進める間においても、既存施設は供用するため、適正な維持管理を継続する方針とします。

(2) 広域処理施設の整備

ふくおか県央組合は、複数の類似施設を保有していることから、経済性の観点から集約施設の整備が必要と考えられます。

そのため、今後のふくおか県央組合の管内における広域処理施設の整備について、検討を進めるものとします。

4-3 最終処分計画

(1) 既存の最終処分場の適正な維持管理

ふくおか県央組合が管轄する最終処分場は、今後これまで以上にごみの減量化・資源化を積極的に推進し、最終処分量の減量化を図ります。

また、最終処分場の浸出水処理施設についても適正な維持管理の継続を行います。

第5節 その他

5-1 災害廃棄物への対応

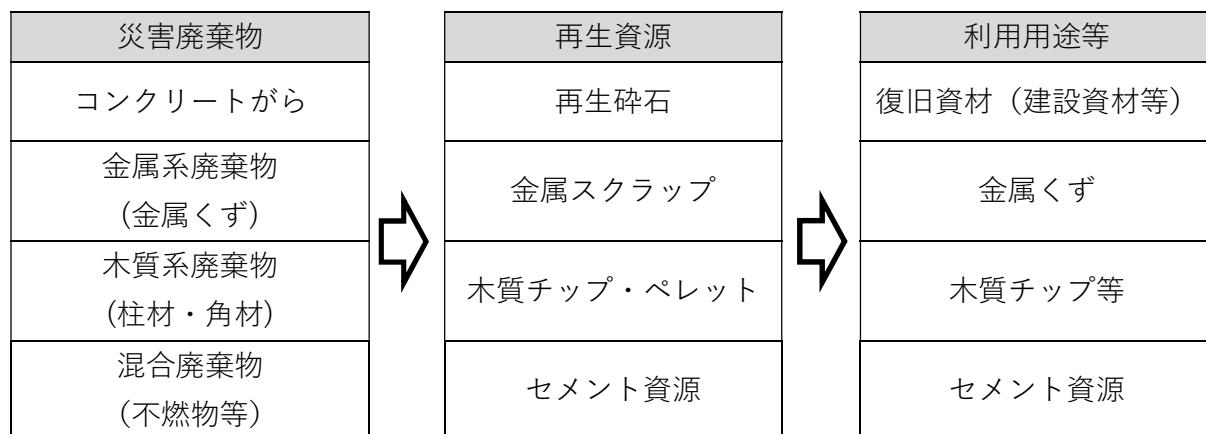
災害時に多量に排出される廃棄物は各所で至る所に散在し、人命救助や支援物の輸送などの妨げになることから、早急な撤去が求められています。そのため、県や近隣自治体との連携を行い、災害廃棄物の処理を図る必要があります。

また、環境省の「廃棄物処理法基本方針」において、市町村は「非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定する」とされており、本町においても災害廃棄物を迅速かつ効率的に処理を行う必要があることから、災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。

災害廃棄物の中には再生利用や再資源化が可能なものも多く含まれるため、福岡県災害廃棄物処理基本計画では、再生利用可能なものは極力活用し、使用できないものに対しては焼却処理または埋立処理する方針としています。本町においても災害廃棄物の種類に応じて再生利用や再資源化の推進を図る必要があります。

本町では、下記の計画で対応を行っています。

◆図表 4-19 福岡県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物の資源化について



出典：福岡県災害廃棄物処理計画(令和3年)

◆図表 4-20 本町における災害時の計画

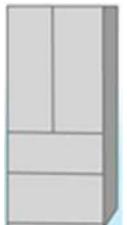
災害時に対応する計画
桂川町災害廃棄物処理計画

5-2 行政で処理できないものの周知

(1) 特定家庭用機器再生商品化法（家電リサイクル法）

特定家庭用機器再生商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）に適用される家電製品は自治体での処理が困難であり、廃棄された際の減量及び再生が十分に行われていなかったため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、平成13年4月に法律が施行されました。本町においても家電リサイクル法に基づく再商品化を進めていくため、引き取りは販売業者または家電リサイクル協力店が実施することとし、その啓発に努めます。対象は、一般の家庭で通常使用される機器のうち、以下に掲げるものとなります。

◆図表4-21 一般の家庭で使用されている機器の例

エアコン (室外機含む)	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機
			

出典：経済産業省

(2) 家庭系パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルが実施されています。この制度は、消費者がパソコンを購入する際に、処理責任を負うメーカーが処理費用を前払い方式で徴収し、排出時には無料で回収・リサイクルを請け負うことになっています。前払い方式が適用されるパソコンには「PCリサイクルマーク」が貼られており、判別が可能となっています。一方で、制度開始以前に購入されたPCリサイクルマークが付いていないパソコンについても、リサイクル制度等を活用した処理を啓発する方針とします。

5-3 不法投棄への対応

本町では、現在、不法投棄対策として関係機関と連携を取りながら、監視パトロールなどを実施しています。

今後も、家電製品や家具などを中心とした不法投棄の取り締まりをさらに強化する方針とします。また、不法投棄の撲滅に向けて、住民・事業者・行政の三者による情報ネットワークを構築することによる、より効果的な不法投棄の取り締りなど、今後の不法投棄対策の方について、調査・研究します。

第1節 生活排水処理の流れ

1-1 生活排水処理の体系

本町では、コミュニティプラント施設、合併処理浄化槽にて、し尿及び生活雑排水の処理を行っています。

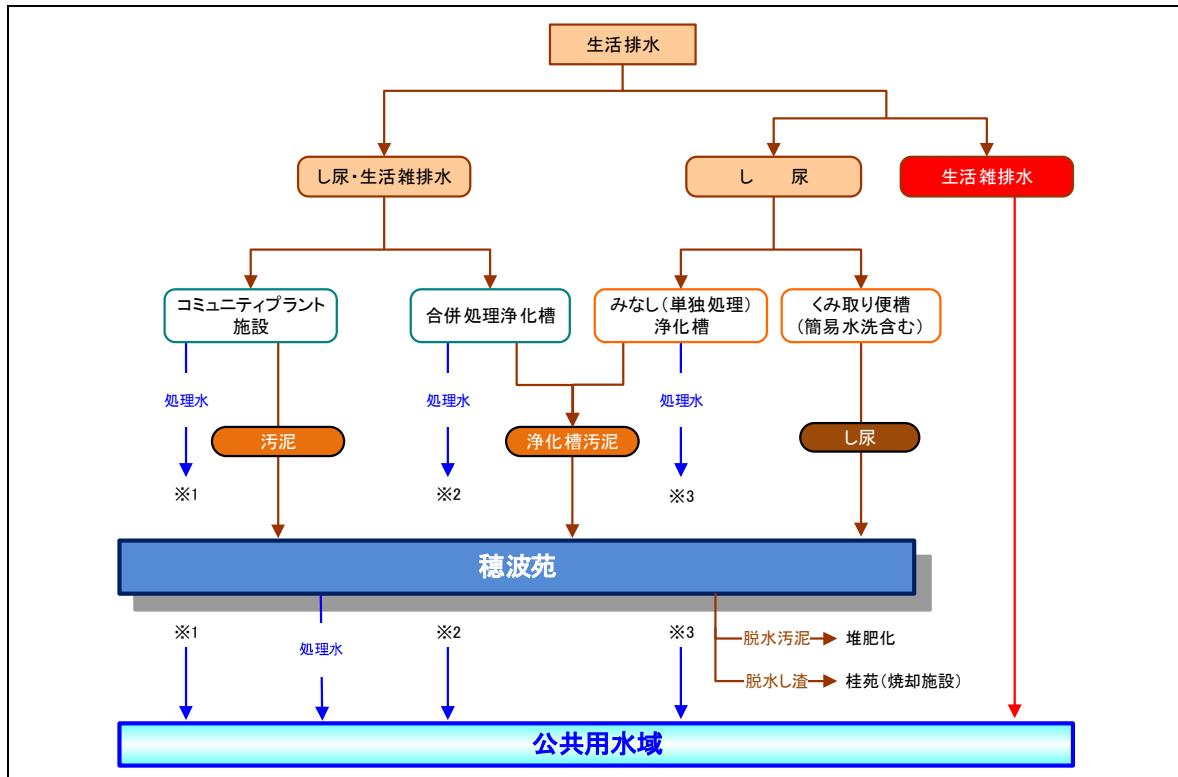
上記施設から収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設である穂波苑の1施設で処理を行っています。

1-2 生活排水処理の流れ

本町から排出されるし尿及び生活雑排水は、コミュニティプラント施設、合併処理浄化槽により処理されています。

コミュニティプラント施設、浄化槽（合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽）の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、穂波苑において処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥は同施設内で堆肥化し、脱水し渣は桂苑（焼却施設）で処理しています。

◆図表 5-1 生活排水処理の流れ



第2節 生活排水処理施設

2-1 生活排水処理施設

本町のし尿処理を行っている施設（生活排水処理施設）の位置を以下に示します。

◆図表 5-2 生活排水処理施設位置図



2-2 生活排水処理施設の概要

◆図表 5-3 生活排水処理施設の概要

施 設 名	穂波苑
所 在 地	飯塚市楽市 728 番地 1
供用開始年度	平成 15 年
処 理 能 力	152kL/日(し尿 98kL/日、浄化槽汚泥 54kL/日)
処 理 方 法	高負荷膜分離脱窒素処理 + 高度処理
外 観 図	

第3節 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率

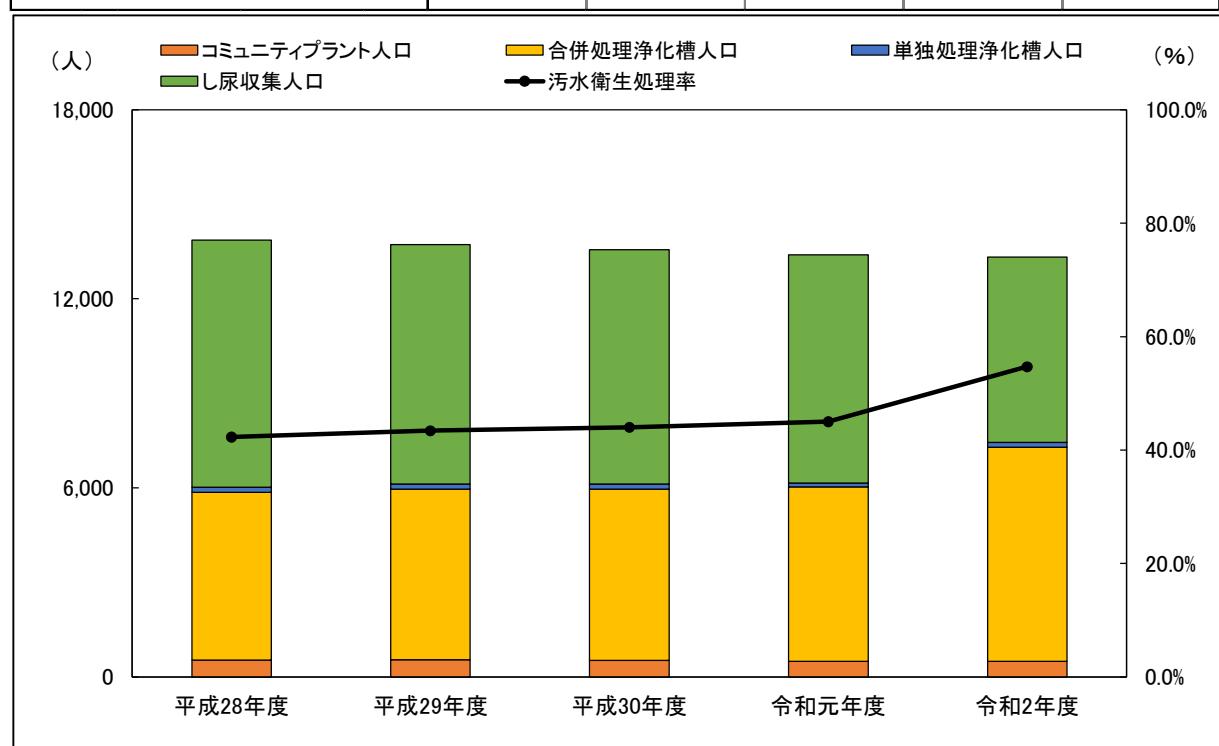
3-1 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率

生活排水処理の推計は、過去5年間（平成28年度から令和2年度）の実績値を基に推計しています。

本町の汚水衛生処理率は、平成28年度から令和元年度にかけて増減はあるものの概ね横ばいの傾向となっており、令和2年度には54.7%と増加しています。

◆図表5-4 生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328
計画処理区域内人口 [人]	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328
非水洗化人口 [人]	7,842	7,611	7,443	7,235	5,884
し尿収集人口 [人]	7,842	7,611	7,443	7,235	5,884
自家処理人口 [人]	0	0	0	0	0
水洗化人口 [人]	6,020	6,117	6,121	6,157	7,444
公共下水道人口 [人]	0	0	0	0	0
コミュニティプラント人口 [人]	537	545	520	501	490
浄化槽人口 [人]	5,483	5,572	5,601	5,656	6,954
農業集落排水人口 [人]	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口 [人]	5,325	5,415	5,445	5,531	6,803
単独処理浄化槽人口 [人]	158	157	156	125	151
汚水衛生処理率	42.3%	43.4%	44.0%	45.0%	54.7%



※汚水衛生処理率 = (公共下水道人口 + コミュニティプラント人口 + 農業集落排水人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口 × 100

3-3 コミュニティプラント人口

本町のコミュニティプラント人口は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて増加傾向となっていましたが、平成 30 年度以降は減少傾向となっています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、概ね横ばい傾向となっています。

◆図表 5-5 コミュニティプラント人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328
コミュニティプラント人口 [人]	537	545	520	501	490
行政区域内人口に対する接続率 [%]	3.9%	4.0%	3.8%	3.7%	3.7%

出典：本町統計データ

3-5 合併処理浄化槽人口

本町の合併処理浄化槽人口は、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて増加傾向となっています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて増加傾向となっています。

◆図表 5-6 合併処理浄化槽人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328
合併処理浄化槽人口 [人]	5,325	5,415	5,445	5,531	6,803
行政区域内人口に対する接続率 [%]	38.4%	39.4%	40.1%	41.3%	51.0%

出典：本町統計データ

3-6 単独処理浄化槽人口

本町の単独処理浄化槽人口は、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて概ね横ばい傾向となっています。

◆図表 5-7 単独処理浄化槽人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328
単独処理浄化槽人口 [人]	158	157	156	125	151
行政区域内人口に対する接続率 [%]	1.1%	1.1%	1.2%	0.9%	1.1%

出典：本町統計データ

3-7 し尿収集人口

本町のし尿収集人口は、合併処理浄化槽への切り替えにより、経年的に減少傾向となっており、令和 2 年度に数値の見直しを行ったため大きく減少しています。

◆図表 5-8 し尿収集人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328
し尿収集人口 [人]	7,842	7,611	7,443	7,235	5,884
行政区域内人口に対する接続率 [%]	56.6%	55.4%	54.9%	54.0%	44.1%

出典：本町統計データ

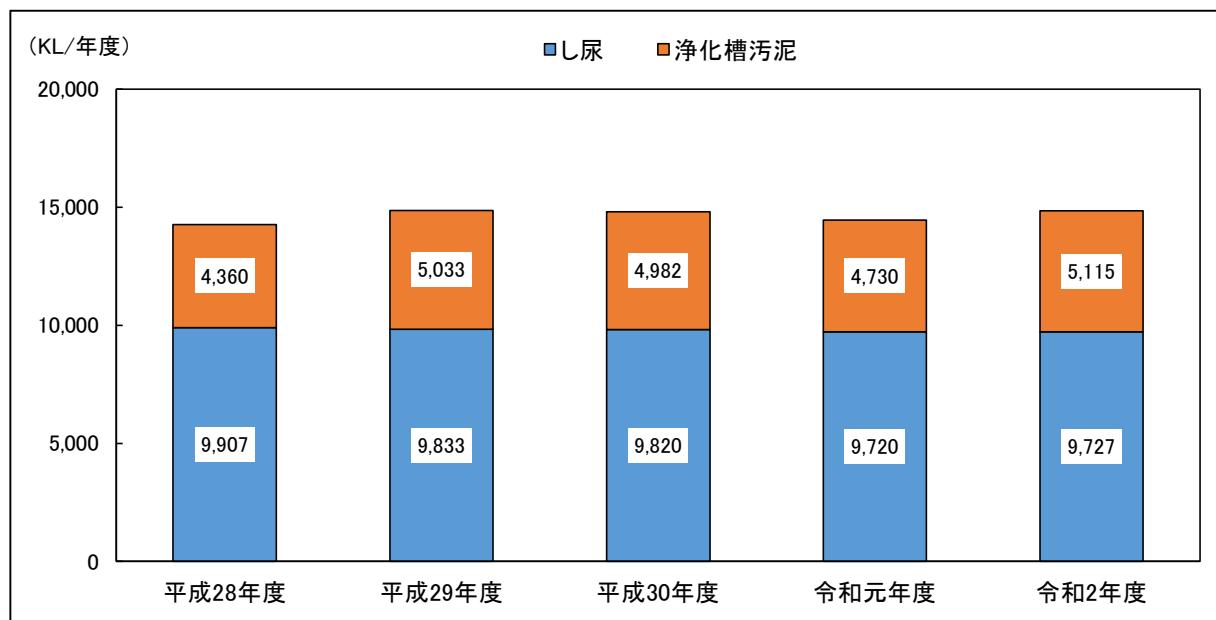
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の状況

4-1 し尿及び浄化槽汚泥排出量

し尿収集人口及び単独処理浄化槽人口は、合併処理浄化槽への切り替えにより減少傾向となっているため、し尿排出量の割合は減少傾向、浄化槽汚泥排出量の割合は増加傾向となっています。

◆図表 5-9 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	年間排出量 [kL/年度]	9,907	9,833	9,820	9,720	9,727
	一日排出量 [kL/日]	27.14	26.94	26.90	26.63	26.65
	原単位 [L/人/日]	3.46	3.54	3.61	3.68	4.53
浄化槽汚泥	年間排出量 [kL/年度]	4,360	5,033	4,982	4,730	5,115
	一日排出量 [kL/日]	11.95	13.79	13.65	12.96	14.01
	原単位 [L/人/日]	1.98	2.25	2.23	2.10	1.88
合計	年間排出量 [kL/年度]	14,267	14,866	14,802	14,450	14,842
	一日排出量 [kL/日]	39.09	40.73	40.55	39.59	40.66
	原単位 [L/人/日]	2.82	2.97	2.99	2.96	3.05
割 合 (一日量)	し尿	69.4%	66.1%	66.3%	67.3%	65.5%
	浄化槽汚泥	30.6%	33.9%	33.7%	32.7%	34.5%



出典：本町統計データ

第5節 課題の整理

5-1 汚水衛生処理率の向上

本町では、合併処理浄化槽の整備を進めることにより、汚水衛生処理率の向上を図っていますが、点在するくみ取り便槽及び単独処理浄化槽を設置している住宅については、合併処理浄化槽への転換を促していく必要があります。

5-2 収集・運搬体制

し尿の収集量は、現在普及推進している合併処理浄化槽の増加に伴い、減少することが予測されます。今後の状況を考慮した収集・運搬体制を検討する必要があります。

5-3 中間処理

穂波苑は供用開始より約18年経過しており、今後もし尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理するため、今後も適正な補修等に努め、継続的な維持管理を行っていく必要があります。施設の管理はふくおか県央組合の所掌範囲となっていますが、維持管理に配慮した適切な取り組みを行う必要があります。

5-4 生活排水対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果について住民に啓発し、発生源である台所等における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

また、浄化槽の機能を維持し適正処理を図るため、浄化槽の保守点検・清掃など管理の徹底を利用者に啓発する必要があります。

第1節 生活排水処理基本計画

1-1 基本理念

本計画では、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進することで、生活排水の汚水衛生処理率の向上を図ります。

単独処理浄化槽については、トイレの水洗化を図る排水処理設備として普及が行われたものの、生活雑排水を未処理で河川等に放流するため、汚濁負荷が大きく水環境の保全に大きな悪影響を与えています。このため、合併処理浄化槽への転換を推進することとします。

本町では快適な生活環境と良好な水環境の保全を基本理念として掲げ、生活排水処理を進めます。

基本理念：快適な生活環境と良好な水環境の保全

1-2 基本方針

基本理念に基づき生活排水処理基本計画に関する基本方針は以下のように定めます。

基本方針 1：地域に応じた生活排水処理の推進

持続可能な生活排水処理が進められるよう、本町の地域の状況に合わせて、合併処理浄化槽を整備し、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽からの転換を推進します。

- 単独処理浄化槽を設置している地域の家庭、事業所等に対して合併処理浄化槽への理解と転換働きかけます。

基本方針 2：水環境保全のための啓発・指導

水環境の保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図るとともに、汚濁負荷削減対策について啓発を行うものとします。

- 住民に対して水質保全を含めた環境保全活動について情報提供するとともに、合併処理浄化槽の効果・役割について啓発を行い、住民の環境保全に対する意識の向上を図ります。
- 浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、浄化槽管理者及び保守点検・清掃業者に対して指導等を行い、その徹底に努めます。

1-3 処理主体

本計画の基本方針等を踏まえ、生活排水の処理主体を以下に示します。

◆図表 6-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象	処理主体
コミュニティプラント	し尿及び 生活雑排水	個人等
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び 浄化槽汚泥	ふくおか県央組合

1-4 推計方法

将来推計の方法については、ごみ処理基本計画で採用した予測式や、各種事業計画に則った推計とします。

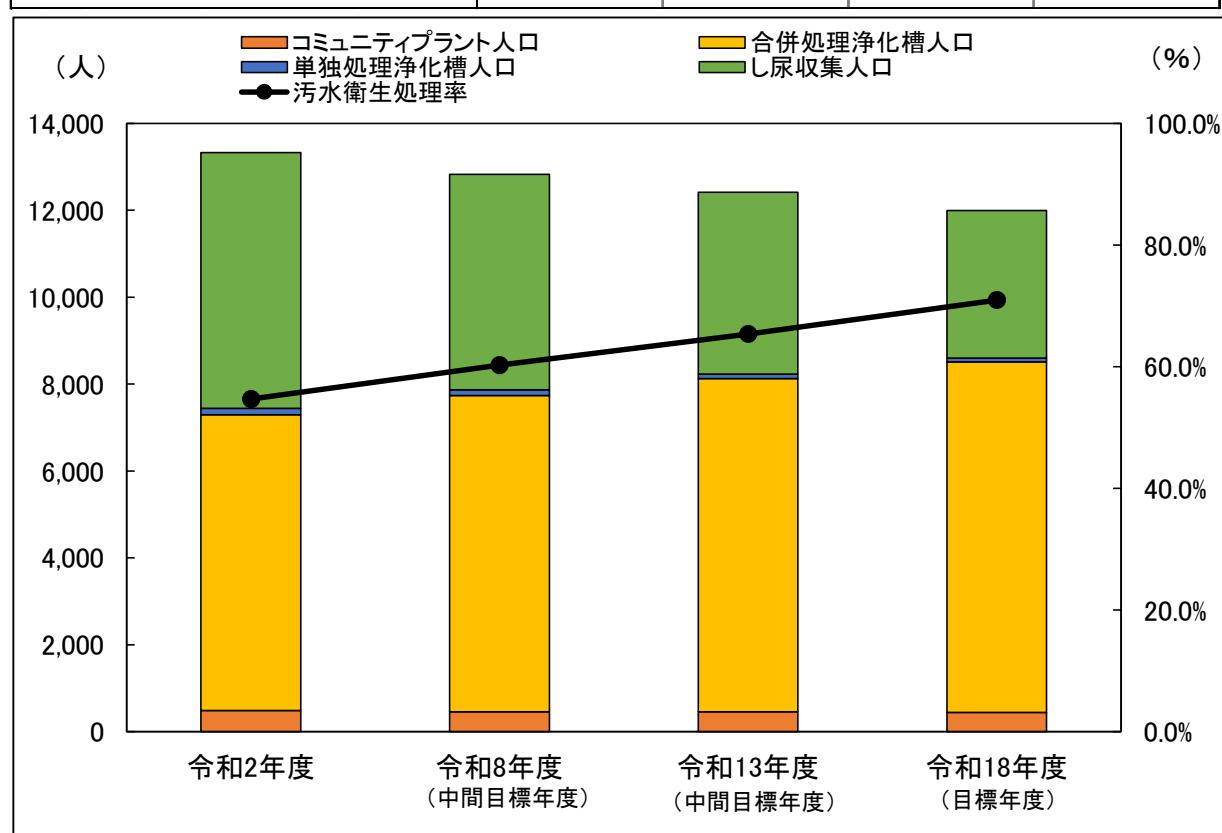
1-5 汚水衛生処理率

生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率の推計は以下のとおりです。

本町では合併浄化槽の普及を進めることにより、令和18年度（目標年度）において、令和2年度の汚水衛生処理率を16.3%増加させる推計としています。

◆図表6-2 生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率の推計値

項目	令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
行政区域内人口 [人]	13,328	12,830	12,416	11,996
非水洗化人口 [人]	5,884	4,961	4,183	3,397
し尿収集人口 [人]	5,884	4,961	4,183	3,397
自家処理人口 [人]	0	0	0	0
水洗化人口 [人]	7,444	7,869	8,233	8,599
公共下水道人口 [人]	0	0	0	0
コミュニティプラント人口 [人]	490	465	454	445
浄化槽人口 [人]	6,954	7,404	7,779	8,154
農業集落排水人口 [人]	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口 [人]	6,803	7,277	7,672	8,067
単独処理浄化槽人口 [人]	151	127	107	87
汚水衛生処理率	54.7%	60.3%	65.4%	71.0%



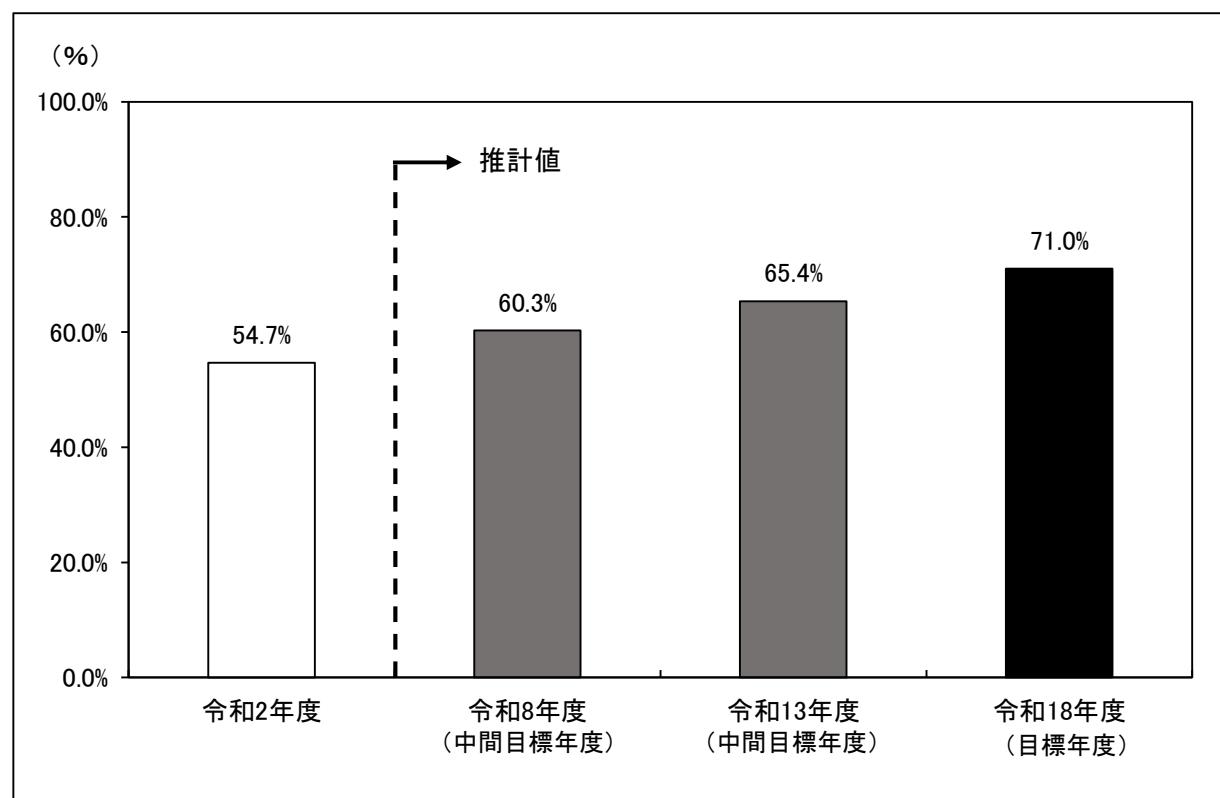
1-6 生活排水処理の目標

生活排水処理計画の基本方針に基づき、合併処理浄化槽の普及を行うことにより、生活排水処理の適正化に努めます。

汚水衛生処理率は令和 18 年度（目標年度）において、令和 2 年度の対し 16.3%まで引き上げることを目指します。

◆図表 6-3 汚水衛生処理率の目標値

令和 2 年度	16.3%引き上げ	令和 18 年度（目標年度）
汚水衛生処理率 54.7%		汚水衛生処理率 71.0%

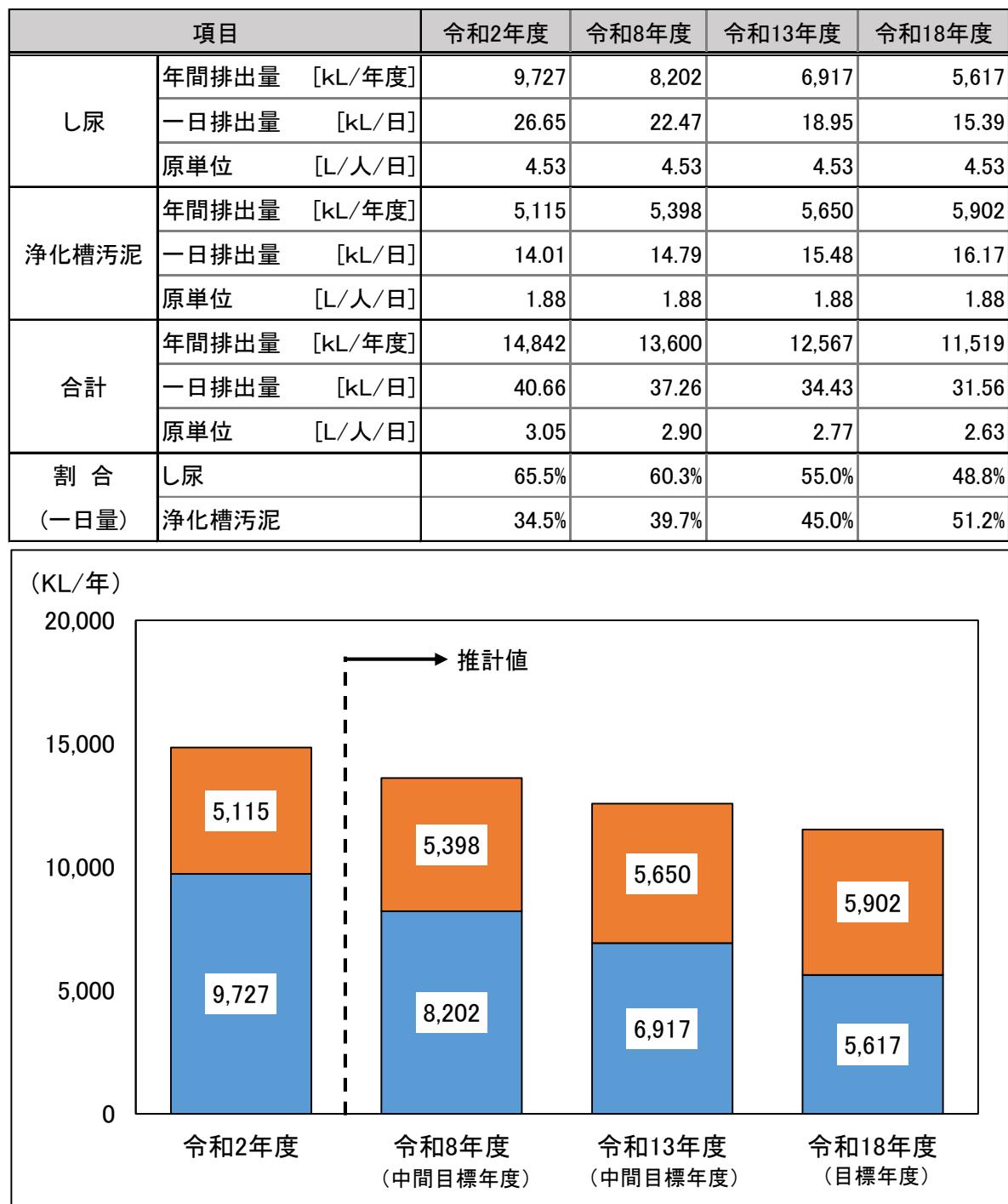


第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

2-1 し尿及び浄化槽汚泥の推計値

し尿の年間排出量は、人口減少及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴い、減少傾向となり、浄化槽汚泥の年間排出量は、増加傾向になることが見込まれます。

◆図表 6-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計



2-2 収集運搬計画

本町の収集・運搬計画に関する方針は以下のとおりとします。

◆ 収集・運搬体制の検討

今後の人団推移及び合併処理浄化槽への転換に伴い、し尿排出量の減少が見込まれることから、改めて効率的かつ効果的な処理体制のあり方の検討する方針とします。

2-3 中間処理及び最終処分計画

本町の中間処理及び最終処分計画に関する方針は以下のとおりとします。

◆ 施設の適切な維持管理 ◆ 残渣の減量化

本町のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、し尿処理施設である穂波苑の1施設で行っています。穂波苑は供用開始より約18年が経過しているため、機能維持のために適切な維持管理・補修等を行うことで、衛生的で安定した処理を行います。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理過程から発生する残渣は焼却施設である桂苑にて処理されているため、残渣の減量化を図るものとします。

同じく処理過程で発生する脱水汚泥は、現在堆肥化として再利用しており、循環型社会の構築のため、継続していくものとします。

第3節 その他

3-1 単独処理浄化槽の転換に伴う助成制度

本町では、浄化槽の設置者に対し、補助金を交付する事業を実施しています。この事業は、浄化槽の普及促進を図り、遠賀川流域をはじめ、公共用水の水質の保全と、生活環境の改善と保全を目的としています

【対象区域】

- ・本町内において、コミュニティプラント等を除く地域

【補助金対象となる浄化槽】

- ・処理対象人員が、10人槽以下であること
- ・専用住宅または店舗等併用住宅に設置するもの（併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用するものに限る。また補助金については、住宅として使用する部分のみを対象とします）
- ・全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽
- ・小型合併処理浄化槽機能保証制度の登録浄化槽

【補助金額】

- ・補助申請を行う年度内に設置工事及び完了検査などの諸手続きを終えられる者
(補助金申請を提出し、交付決定を行う前に、工事着工を行うことはできない)

【補助金額等】

※原則として人槽は、住宅の延床面積等によって決まります。

人槽区分	補助金の限度額	人槽算定の目安
5人	332,000円	延べ床面積が130平方メートル以下の住宅
6~7人	414,000円	延べ床面積が130平方メートルを超える住宅
8~10人	548,000円	二世帯住宅(台所及び浴槽が2箇所以上)

出典：本町ホームページ